

令和5年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(12月4日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
南 有隆君	6
喜山康三君	21
林 敏治君	35
吉田 剛君	47
大田英勝君	51
議案第54号 与論町立こども園新園舎建設基金設置条例	60
議案第55号 与論町共同墓地建設基金設置条例	62
議案第56号 与論町下水道事業の設置等に関する条例	65
議案第57号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	68
議案第58号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第59号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	70
議案第60号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第61号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	72
議案第62号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	73
議案第63号 令和5年度与論町一般会計補正予算(第8号)	74
議案第64号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	84
議案第65号 令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)	87
議案第66号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	88
議案第67号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	89

同意第14号 与論町教育委員会委員の任命について（川畑こず枝）	90
散 会	91

第2日（12月8日）

議案第68号 奄美群島広域事務組合理約の一部を変更する規約について	97
陳情第10号 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い（総務 厚生文教常任委員長報告）	98
発議第4号 与論町議会の個人情報の保護に関する条例（林隆壽議員ほか2 人提出）	99
議員派遣の件	100
閉会中の継続審査・調査について	100
閉 会	101

令和5年第4回(12月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
12月4日	月	全員協議会 本会議(開会、議案審議、一般質問) 常任委員会
12月5日	火	常任委員会
12月6日	水	常任委員会
12月7日	木	予備日
12月8日	金	常任委員会 議運 全員協議会 本会議(閉会、議案審議)

令和5年第4回与論町議会定例会

第 1 日

令和5年12月4日

令和5年第4回与論町議会定例会会議録
令和5年12月4日（月曜日）午前8時58分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第54号 与論町立こども園新園舎建設基金設置条例

第6 議案第55号 与論町共同墓地建設基金設置条例

第7 議案第56号 与論町下水道事業の設置等に関する条例

第8 議案第57号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第58号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第59号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第11 議案第60号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第61号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第62号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第14 議案第63号 令和5年度与論町一般会計補正予算（第8号）

第15 議案第64号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第16 議案第65号 令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第17 議案第66号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第18 議案第67号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第19 同意第14号 与論町教育委員会委員の任命について（川畑こず枝）

2 出席議員（10人）

1番 吉田 剛 君

2番 南 有隆 君

3番 林 敏治 君

4番 林 隆壽 君

5番 喜山 康三 君

6番 福地 元一郎 君

7番 大田 英勝 君

8番 野口 靖夫 君

9番 原 栄徳 君

10番 沖野 一雄 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長	田畑克夫君	副町長	山下哲博君
教 育 長	中山義和君	総務企画課長	町本和義君
会計管理者兼会計課長	朝岡芳正君	税 務 課 長	久野泰司君
町民生活課長	龍野勝志君	健康長寿課長	林 末美君
産 業 課 長	堀田哲也君	耕 地 課 長	竹村栄作君
商工観光課長	松村靖志君	建 設 課 長	裾分望嗣君
水道課長	仁禮和男君	環 境 課 長	大馬福德君
教育委員会事務局長	川上嘉久君	与論こども園長	吉田朋子君
茶花こども園長	富 千加代君	児童発達支援センター所長	阿野 齊君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	町 健司郎君	書 記	池田レミ君
---------	--------	-----	-------

開会 午前8時58分

-----○-----

- 議長（沖野一雄君） ただいまから令和5年第4回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（沖野一雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番林敏治君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（沖野一雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日12月4日月曜日から12月8日金曜日
までの5日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日12月4日から12月8日までの5日間に決定をしま
した。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

- 議長（沖野一雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

- 議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。
町長から与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告があり、また、監査
委員から令和5年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和5年度定期監査の
結果報告及び令和5年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていま
すが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してあります
ので、御一読ください。
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。下の
表を御確認ください。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第149号」を全世帯及び関係機関等に配布予定ですが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。
以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（沖野一雄君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） おはようございます。それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1 金融教育の推進について

(1) 現在、段階的に小学校・中学校・高校と金融教育が行われています。全国的に知識習得のために証券会社や金融機関が金融教育のサポートをしています。与論町においても家庭だけでなく学校でも金融教育を推進する必要があると考えるが見解を伺います。

2 障がい者の支援対策の取り組みについて

(1) 与論町における障がい者支援は現在どの程度進んでいるのか。また、就労状況や施設の運営状況について伺います。

3 オフシーズンの観光対策について

(1) 夏のシーズンは海をメインにした観光客誘致ができるが、オフシーズンはメインがなく観光客の入り込みが減少する。オフシーズンの対策が必要であると考えられるが見解を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） それでは、南有隆議員の1番目の金融教育の推進についてお答えしたいと思います。

少子高齢化がますます進む中で持続可能な社会を構築するためにも、これからの時代を生きていく子供たちには、生涯の生活設計の際に適切な意思決定をする力を身につけさせることが必要です。

そのことから、金融教育は一層重視されるべきであり、平成30年3月に告示された新しい高等学校学習指導要領では、家庭科において「家計管理」について、「政治・経済」及び「公共」の科目においては「金融の働き」や「金融を通じた経

済活動の活性化」について理解を深める内容となりました。小・中学校の社会科や家庭科の授業においても、お金の働きや金融の仕組みを学んだり、道徳科の授業では金銭を大切にすることを学ぶ授業を実施しています。

私ども教育委員会としては、島だちを控える本町の子供たちの義務教育段階における金融教育がとりわけ重要だと考えています。そのため、先述した教科学習のほかにも専門機関等を活用した講座等の実施を各学校に促しています。一例を挙げますと、小学校では毎年、役場税務課職員を講師とした租税教室が実施されているほか、昨年度は中学校において、消費者庁主催の消費者教育講座が3年生を対象にオンラインで実施されています。

今後、本町の子供たちが島だちを経て、社会人として活躍するための人間力をしっかりと涵養していくことを目的として、金融教育の充実を図ってまいります。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 南議員の質問事項の2で、障がい者の支援対策の取り組みについてお答えいたします。

令和5年度与論町施政方針にもありますように、障害者福祉につきましては、令和3年3月に策定した「与論町第2期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき推進しています。主な内容としまして、障害者相談支援事業及び障害福祉サービスの提供体制の充実、与論町障がい者等福祉施設等入所等面会旅費補助事業及び与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助事業の実施、重度心身障害者医療費助成制度の実施、意思疎通支援事業の実施、身体障害者等バス無料乗車券による生活支援の実施、在宅介護支援事業の充実に努めています。

就労支援につきましては、与論町障がい者自立支援協議会やあまみ障害者就労・生活支援センターなどの関係機関との連携を図り、障害のある方が安心して働き暮らせるような就労支援に取り組んでいます。

与論町のあまみ障害者就労・生活支援センター登録数は、今年度9月現在12人です。

島内の障害者施設の運営状況につきましては、訪問系サービス事業所が1カ所、日中活動系サービス事業所が2カ所、居住系サービス事業所が1カ所ありますが、居住系サービス事業所は定員に達しており、今後の対策としては、在宅で過ごせる支援の強化を図るため、新規事業者を含めた支援のあり方について協議を行ってまいります。

質問事項の3にお答えいたします。オフシーズンの観光対策について。

本町では、長年、美しい海を生かしたマリンレジャー等を中心とする誘客が行われてきましたが、宿泊施設の現状や住民生活、生活インフラへの影響を踏まえ、今

後、持続可能な観光振興を図る上では、来訪者の少ない秋から春にかけてオフシーズンの島の魅力をPRし、周年を通じ平準的に来訪者数や滞在泊数を増やしていくことが重要であると考えています。

そのために、オフシーズンでも楽しめる星空ツアーやエコツアー、農業体験やウェルネス体験、十五夜踊りなどといった島の自然や歴史文化、産業などを生かした体験プログラムの造成や島人との交流を楽しめるイベント等の魅力化・商品化に取り組んでいるところです。

加えて、現在、オフシーズンにおけるヨロン島の魅力を発信するPR動画を制作しており、今後はSNS等を通じて周知を図り、オフシーズンの観光誘客に注力してまいります。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは、続けて質問させていただきます。

まず金融関係なのですが、私がこれを質問したのは、やはり現在、本当に経済というのは低迷期にあります。円安、物価高騰、ガソリン高、もう本当に上げたら切りがありません。その中で、やはり与論島においても、同じ日本という国に住んでいる以上は、北は北海道から南は沖縄までやることは一緒です。お金の価値も一緒です。でしたら、与論だから勉強していなかったとか、与論だからこういうことは聞いていないということは通用しません。もうインターネットとかSNSを使えば、情報はいっぱい入ってきます。そうした場合、今の子供たち、やはりテレビとかで見えていますと東京、大阪、大都市の小学生に比べると、与論の小学生はちょっとまだこういう情報部分、いろいろな金融関係についても後れをとっているのではないかということを感じました。そのためには、早くからやはり与論においてもこういう金融関係、お金の動きというものを勉強する必要があるのではないかと思い、一般質問をさせていただいています。金融教育というのは定義がありまして、「お金や金融の働き方を理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やより良い社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」と定義されています。お金は使うものであり、お金に使われてはいけません。本当にそう思います。その中でよく出てくる話ですが、例えば宝くじ、1等10億円。教育長、質問します。もし10億円当たったらどうしますか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） そうですね、考えたことが今なくてですね。ただ、自分として今もし当たったとしたら、学校環境整備であったり、子供たちが今不足している、あったらいいなというところに全額寄附したいと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。それでは町長にもお伺いします。町長、10億円当たったらどうしますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、中山教育長が考えたこともないとおっしゃって、その中から、学校関係で全額寄附しますと言って、町長がどこか個人的に使いたいなんて言うのと、私も教育長がおっしゃるように、与論町でもし私の一丁目一番地である少子化、子育て支援等に充てられるのであれば、10億円を私も全額そっちの方に寄附で使えるような、町長として当たってそれが町に寄附できたり、そういうのができるかどうかそれはわかりませんが、当たったとすればそういうところに使わせていただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。万が一当たった場合は、隠さずに速やかに御報告の方をよろしく願いいたします。もう聞いていますから、皆さんがですね、多分隠すことはできないと思いますので、よろしく願いします。すみません、本当にこういう話をしたのは、よくあるのが宝くじが当たって生活が一変したという話を聞きます。私は、与論町でも何人か億単位が当たった人を知っていますが、大体1年か2年後には与論からいなくなっています。初めは羽振りが良くて、車のいやつを買ったりとか、毎日飲んで歩いているのを見ると、当たったんだよという話を聞きました。ところが、やはり年月がたつといなくなると、どこに行ったかわからないというのもあります。それと、私が考えさせられた話が、アメリカでの話なのですが、アメリカで宝くじが5億円当たった家庭があったそうです。その家庭も思ったようにありきたりと言ったら変ですが、お金のおかげで家庭崩壊して、一家離散したという落ちになっています。ところがその話をよく聞くと、そのアメリカの家庭は資産が20億円ほどあったそうです。20億円に比べれば5億円というのは4分の1程度なのですが、たったそれだけの自分の資産よりも低いお金が当たっても、こういう結果になってしまうということがあるので、初めに言ったようにお金は使うものであり、使われてはいけないという教訓を是非忘れないようにしていただきたいと思います。そうなりますと、先ほどからあるように与論高校を卒業して島外に出る、出たときにまずやることは家を探す、学校の入学金を払う、そういうのもあります。その後に、やはりバイトをして小遣いを稼いで自分の収入を得ると、そういうこともあります。ですが、もし金融教育をしていなければバイトで得たお金をただ得るだけ、家賃は親が払ってくれる、生活費は親が出すという考えになってしまうと、やはりお金のありがたみ、親のありがたみというのはわか

らないのではないかと思います。そのためにも、やはり島外に出たときにはバイトで得たお金やほかに収入があった場合、ちゃんと収支、収入と支出を考えて、ちゃんと島だちできるようにしていくのが大事だと思っています。そういうことにならないように、やはり今のうちから小学校、中学校、特に高校はですね、お金の使い方に対する教育をすることが必要だと思っています。そのためには、学校で金融教育をする場合に、やはり教える先生がいないということになります。そういった金融に対する専門知識を上げる必要がありますが、それに対して解決策はどのように考えていますか。教育長にお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今、18歳からローンが組めたりとか、それからインターネットとか金融トラブルというのは非常に多発しています。そういった中で島から出ていく子供たちのためには、段階的に金融教育をしていく必要があると思います。ただ、その知識として学校で教える場合、その教える先生の方がそういう知識をしっかりと習得していないと教えられないという部分もありますので、委員会としては、教師用の、先生のための金融教育セミナーとか、そういったものが案内されておりましたので、先生方の方に案内しているところです。また、予算のいらぬ講座なんかを財務省なんかは講師を派遣してやっているところがありますが、そういったものを各学校に案内しながら、教師も一緒になって学んでいく必要があるのかなと思っています。お金を使うところは地域や家庭かもしれませんが、先ほどからあったように、知識として知っているか知っていないか、そういったものでは卒業した後、島だちした後、大きな影響というのは出てくると思いますので、子供たちも含め、教員の研修も推進していく必要があると思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） やはりですね、先生に頼るのが一番ではないかと思いますが、そうなりますと、先生方にも3年前からGIGAスクール構想でデジタル化に対しても負担がかかっていて、今回また金融関係にもちょっと負担がかかると、先生たちの仕事がまた大変になるのではないかと、そう考えます。やはりそうならないように、各証券会社とか民間の金融機関、データバンク、銀行がいろいろなこういう金融関係の講座を無料で行っていますので、是非そういうのも利用していただきたいと思います。その1つに鹿児島県におきましても、鹿児島県金融広報委員会というのがありまして、これは、県民の皆様の健全で合理的な生活設計のために、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する情報や知識をわかりやすく提供する消費者教育や広報活動を行っている団体です。中身としては、鹿児島県、財務

省九州財務局鹿児島財務事務所、日本銀行鹿児島支店及び県内所在金融機関を構成員として設置されています。一番のメインは金融広報中央委員会、事務局が日本銀行情報サービス局内にありますので、こういったのも調べて利用してはいかがでしょうか、教育長。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 大変貴重な情報をありがとうございます。今、限られた情報の中で与えられた資料等をもとにしながら、学校の方に流したりという部分が今までやってきたところでしたが、今あったように多方面からそういう情報を集めて、そしてそれを年間いろいろなスパンで流すことで、教員もその講座を受けるタイミングというか、そういったものも出てくると思いますので、その案内する回数をこちらを増やしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは、いろいろな機関や団体がありますので、その利用の方をよろしく願いいたします。それと最近与論町においても、支払いをするとき、買い物をしたとき、今までだったら現金でしたが、先ほどありましたが2022年4月から成人年齢が引き下げられ、親の同意がなくてもクレジットカードが使えるようになりました。与論町であちこち買い物をしていても、結構クレジットカードを使う場面はよく見ます。それと今流行っているQRコードですね、それと電子マネー、そういったものもあります。しかしながら、こういったクレジットカード、電子マネー、QRコードも、お金の管理をしっかりとしないと、いつの間にか口座からお金が消えてなくなっているということもあります。それは、中のシステムですが、自分の残高、指定したお金だけチャージして使うというQRシステムがあります。しかしながらクレジットカードは、ある一定の限度額が来るまではわかりません。毎月これだけ使いましたよという明細は来るのですが、最近では封筒ではなくて全部メールです、インターネットで来ます。そういったのもちゃんと管理しないことには、自分の残高がちゃんとあるのかどうかということも確認しなければなりません。それに今は、スマホ1つでカードローンも組めます。そうすると、本当にこの世の中気軽に借金がしやすい生活環境にあるのではないかと、私はものすごく危惧しています。一例を申し上げますとクレジットカード。カード払いと言っても、中身はリボ払いとか分割、一括払いというのがあります。これで聞くと、1万円の買い物をした、だったら1万円払えばいいのかということになりますが、カードの場合は違います。皆さんもよく聞く金利ですね、利子というのが付きます。この利子ということも大体基本的なものなのですが、分割払い3回以上の金利は、大体年12%から15%です。キャッシングですね、カードでお金を借りた場

合は15%から18%です。簡単に言えば10万円を借りたら1万8000円をプラスで返さなければいけない。トータルで1万8000円返すことになります。もし、20万円の買い物をした場合、一括で払うならば20万円でオッケーです。ところが分割ですと、それに利子が数千円付きます。最近、テレビとかであります。よくお勧めがちなのがリボ払い。毎月1万円払えばいいですよと、そうすれば20回で済むというのが素人の考えです。これはですね、1回払って、2回目のやつには利子が付きます。よく書いてあります、こんな小さい顕微鏡で見ないと見えないような字で、1回1万円ですが、実際は8,000円しか返金してなくて、あとの2,000円は利子ということで取られる場合もあります。こういったことも本当に考えながらやらないと、実際20万円のところを20万円プラス利子が付くことが多いです。そういったことが頭にあるとないとでは、やはりいきなり大きい買い物をするという事は、まずないのではないかなと思っています。それでは、また教育長にお伺いしますが、教育長は普段の買い物はカード払いなのか、電子マネー、QRコードなのか、それともいつもにこにこ現金払いなのか、どちらなのでしょう。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） うちのもう亡くなった親父がいつも言っていたのが、ローンだけはするなということで、金が貯まってから買う親父で、ローンは全くしなかった親父ですが、東京に出て初めてスーツを買うときに、どうしても買えなかったのですから、初めてローンを組んで買って親父を裏切ったなという思いが、ローンという響きでは感じています。できればあるお金の中で現金で払う方が多いです。ただ、旅行だったり、海外だったりというそういった現金を持ち歩かないほうがいいときにはカード払いで、リボ払いではなくて一括でという形を取っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。それでは町長にお聞きしたいと思います。御自身のお金の管理、収支というのは毎月チェックしていますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ほとんどチェックしておりません。サユリさんという方がいらして、ほとんど管理はそちらの方で。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） よかったです。素晴らしい財務省がいるみたいですので、ちゃんとした管理はしていただきたいと思います。それでは、再び教育長にお伺いしますが、今国は投資をしると、よくiDeCoやNISA、そういったものを推奨していますが、御自身で資産を増やすために何かしておられますか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 資産がそうないので、それを運用するというところまではいっていないのですが、できればそうやって今利子も少ない中で、もしまとまったお金等があれば、そういう効果的にマイナスにならないという安心感を持ったものであれば、そういったのに投資をして増やしていこうという気持ちはありますが、その財源自体が投資ですので、今は本当にこつこつと、自分の中でそういうほかの部分で絶えることなくやっているところですが、ただ、土地であったりとか持っているもの等をしっかり後世につないでいくという部分も、今は自分だけのことを考えるのではなくて、将来の子供たち、孫たちのために考えながら、長い目で考えていくことも必要かなと思います。私は、教育の中で経験上、必要なときに必要なお金が用意できなくて、子供の就職というか進路の選択を狭められたケースを幾度となく見たことがあります。そういった意味では、やはり子供たち、孫たちのために必要なお金をまた自分たちが用意しておくということも大事だと思うので、資産運用というわけではないですが、そういったのを長いスパンで見ながら、管理していくことも大事かなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） これから本当に資産運用というのは大事になってきますので、こういうこともきちんと子供のときから勉強していくのも大事だということを痛感しています。それと、ある証券会社が金融リテラシー問題をアメリカと日本で18歳から79歳、3万人を対象に、いろいろな金融関係、利子・金利について6問の質問のアンケートを採ったそうです。正答率は日本が47%、アメリカは50%とあまり差はなかったのですが、その中で唯一複利ですね、金利とか利子について日本の正答率は43%、アメリカは72%あったそうです。よく言われるのが、日本人は金利に疎いということをよく言われます。なぜかというと、買ったら買ったお金だけ払えばいいという考えがやはり強いそうです。ですので、やはり金融関係、お金とか資産、株とかの運用だけではなくて、こういった利子・金利について、特に教育すべきだと思っています。教育長にまたお伺いします。今も小学校とかでいろいろと授業をしていると思いますが、授業の中身が何かわかるようであれば教えてください。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 先ほどの答弁の中でも少し触れましたが、小学校の段階においては、道徳なんかでお金を大事に使いましようとかというレベルから、あとは、その家庭科等で家計簿をつけたりというような、そういった学習。それから、中学校の方ではそうやって年齢が引き下げられたということもあり、トラブルに巻き込

まれない回避の仕方であるとか、そうやって消費者として自立していけるような学習内容になって、そしていろいろワークシート等を使いながら本人に考えさせる、そういった授業等を行っていると聞いています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。それではちょっと昔の話になりますが、皆さん覚えていますでしょうか。2019年に、老後2000万円が必要だということがありました。それはもう4年前の話ですね。現在、この物価高、経済状況では、2000万円では足りないと思うのが当たり前ではないかと、本当に高齢でも60歳、70歳でも働かなければいけないという考えになるのではないかと思います。その中で、内閣府が令和5年度高齢社会白書の中で言っています。60歳から64歳の就業率が、2012年には57.7%でした。2022年には73%です。65歳から69歳の方は、2012年には37.1%、2022年には50.8%まで跳ね上がっています。その中で60歳代で2人以上世帯の金融資産の保有額です。全部ひっくるめて頭数で割った平均値は、大体1819万円です。しかしながら中央値、下から上までの一番真ん中に当たる方の収入は700万円です。約1100万円以上大きくかい離しています。2023年に国税庁は、民間給与実態統計調査を発表しました。その中で40歳から50歳代の貯蓄残高、今貯金はいくらあるのですかという質問に対して、平均ですが1160万円。2022年に民間企業の従業員が年間に得た平均給料が458万円です。平均給与は前年比で2.7%増加していますが、これは2年連続増加しています。そう聞くと給料が上がっていいのではないかと思います、物価もそれに加えて上がっています。いくら収入が増えたからといっても、物価が上がれば生活に余裕はできません。こういうことを考えると、やはり60歳、70歳までも働かなければいけないという考えが出てきます。そうすることによって、この高い数字が出てきているのではないかと思います。それでは、町長にお聞きしたいです。与論町において、今後やはり収入が低い、こういったところでの老後を安心して暮らしていくには、今のうちから早い対策ですね、投資だったり資産運用というのにも必要だと思いますが、町長御自身の考えで、老後を過ごしていくにはこうしたほうがいいのかあれば、何か1つ教えてください。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、南議員からの御指摘で、私も1958年生まれまでは、年金も従来当たり前にもらえるだろうという感覚でずっと来ていたのですよね。それで、老後2000万円問題というのは、南議員がおっしゃられたその時期がいつかわかりませんが、それが崩れて年金制度が61歳からもらえるのが、もう65歳か

らというところに移行した時点頃だと思うのですが、いろいろ例えば町の施策としてどのような対策を打つかというのは即答できないのですが、個人差があったり、いろいろあると思いますので、そういう声が上がって何か政策、施策みたいなもので上がってくれば、やはり対処しないとイケないのかなと。今の現時点では、その老後の投資に対してどれぐらい必要で、それだけに2000万円とすれば、2000万円までいかない世帯をどうするかというところでは、今のところでは施策みたいなのは考えておりません。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。与論町もやはり置いていかれないように、子供たちだけではなく、私たち大人もこの金融関係の勉強はこれからもしていく必要があると思います。最後ですが、ある新聞記事ですが、日本人はさっき言ったように特に金利に疎い国民と言われていています。資産を増やすには金利を知ることが大事です。しかしながら金利というのは、景気が悪ければ下がります、景気が良ければ上がる、そういった仕組みです。本当に経済は景気に左右されると言ってもおかしくありません。そういうことを理解しなければなりません。これから自分の生活を維持するためには、貯金や貯蓄を理解して、資産を増やすことが大事です。将来のために、子供たちだけでなく自分自身のためにも、もっと金利について勉強することが必要だと思っています。1番目の質問は以上で終わります。

次にいきます。障がい者の支援対策の取り組みについてお伺いします。現在、与論町において障害者というのは多数いると思います。この中で今年度登録しているのは12人となっていますが、私が調べた限りでは、今現在グループホームゆんぬ、あそこは10人ほどしか入れません。入所待ちがまた10人待っているそうです。そもそも私たちが言う障害者というのは、どういったものがあるのかというのをまず説明したいと思います。ざっくりですが、まず知的障害、ものを覚えたり考えたりすることが同年齢の人と比べるとゆっくりである。精神障害、病気やケガのために脳機能の調整がうまくいかなくなると、考えや生活がしづらくなるなどの症状が表れる、これは病気です。それと身体的障害、先天性や病気や事故の後遺症など、後天的な理由で身体機能の一部に障害が生じる状態です。視覚とか嗅覚、肢体、内臓、そういったものがあります。与論町は今、多機能型事業所として秀和苑があります。秀和苑は、就労継続支援B型と生活介護者の支援をしています。就労支援B型は、障害があり一般的な仕事が難しい方です。その人たちも雇って塩の製造だとか、塩、モズクの袋詰め、あと与論町の委託でペットボトルの仕分けなどを行っています。あと生活介護が必要な方は、障害を持つ方の生活援助、自立支援を目的として秀和苑さんは頑張っています。あともう一つ、よく使われているのがケアホー

ムヨロンです。ここは、共同生活援助、簡単に言えば介護サービス包括型を目的としています。障害を持つ方の共同生活を送る住まいとしています。地域で共同生活を営む方に夜間、土日、あと相談援助とか、日常生活の援助を行っています。対象者は18歳以上で、身体、知的、精神障害をお持ちの方ですね。あと軽度の方、障害支援区分非該当の方、区分の1の方が対象になります。あと重度障害の方は区分2から6の方が対象となっています。現在、利用状況は生活保護者が14人、就労B型が34人利用しています。今現在入所者数は満杯状態です。10人ほどしか入れません。ここに入りたいという方がいますが、やはり満室だと入れない。となると、おうちで対応しなければなりません。そうなった場合、家で対処できるのかといたら、その方々に意見を聞きますと、やはり自分が仕事があるときには、ずっと家にいられないから面倒が見られない、あと親に何かあったときの将来が心配だと。あと旅行とかどうしても用事ができて、島外に出るときには、どこかショートステイの制度とかそういった家事代行があるといいというものもあります。あとは、老人施設は増えるが障害者施設は増えないといった意見、専門職の増員を望む声もあります。こういったことを聞いて、町長、今後障害者に対する支援をどのように取り組んでいくか、よろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、南議員がおっしゃったとおりで、施設そのものがもう定員に達していて、一番最後のあれでも、今後の対策としてやはり在宅で過ごされる支援の強化とかも言いましたが、また、今議員がおっしゃったように、環境ではなかなか在宅でもしづらいというような状況で、今の御意見でお伺いしましたので、施設、新たな新規事業者が出ていただいて、それを支援するという形のところで今答弁したところです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 障害者といっても、今言ったように重度の方、本当に障害者手帳をもらえる方だけではないと思います。ある新聞記事なのですが、日本学生支援機構の調査で2022年度に大学や短大、高等専門学校に在籍する障害のある学生が、約5万人に達しているという情報があります。これは、2006年度以降最多となっています。日本中の全学生に対する割合は1.5%と少ないのですが、一部の学生は難病指定だったり、生活に支障はないのですが、やはり動きづらとか、特定の薬を飲んでいて、そういった方もいるそうです。そういった方でも勉学はしたいと、授業を受けたい、大学に行きたいという方もいらっしゃいます。なので、やはり障害イコール動けないとか、何かもうおうちにいる、在宅で誰か介護しなければいけないということはないと思います。こういうタイプもあるということです。

その中の意見として、高校まで家庭がサポートしてくれる場合も多いですが、大学は自己管理が原則となっています。ですから、環境の変化に対応するためには、大学生活についてももっと知りたいという学生の声は多いそうです。ですので、また教育長にもお聞きしたいと思いますが、先ほどは金融関係でしたが、今度は全く違う真逆の障害者に対する考え方とか、こういった方に対する知識とか講座というのも開いていただけないでしょうか。いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。学校の方では、今、特別支援学級等に知的、情緒それから病弱肢体ということで、本町には11学級あるのですが、そういった子供たちとの関わりの中で、各学校の方ではいろいろなことを学んでいます。ただ、今あったように外的なところであれば、学校の方では例えばその福祉施設等から車椅子とか、そういった部分の使い方であったり、そういった方の気持ちになってやるというような、そういう派遣してやる部分というのがありますが、それ以外の中で、外部から講師を呼んでという部分は今後また必要になってくると思いますので、学校の方にも進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 学校の中でも、やはりこういったこともあるということを是非理解していただきたいと思います。先ほどありましたように、本当に今現在、障害のある学生が正確な数字を申し上げますと、2022年度には4万9672人、2006年度は4,937人だったので、約10倍となっています。この増加の背景には、2016年に施行された障害者差別解消法というのがあります。この中に就学上の困難があれば障害者による留意事項を教職員に伝えと、自分はこういう病気ですよ、こういう障害がありますよというのを伝える義務があると。あと別室で試験を受けるとか、いろいろな環境面でも合理的に職場だったり、学校が対応を取るように求められています。そうしてもなかなか理解が進まないのか、アメリカとかイギリスの水準に比べれば、まだまだ日本は水準が低いということも言っています。それと、障害者でも旅行がしたいです。車椅子で飛行機から降りてくる方もよく見ますが、その中でおもしろい取り組みをしているのが福岡県です。福岡県ではユニバーサルツーリズムの一環で、福岡空港やJR博多駅で車椅子やベビーカーの貸出しをしています。高齢者や障害者、乳児などにユニバーサルツーリズムに対して行っています。現在、日本の国内においてユニバーサルツーリズムの対象者は国内の3分の1以上いるとされています。中の意見として、「足が悪くても旅行がしたい。」「普段は車しか使わないが、旅行中は膝の負担軽減に使いたい。」という意見もあります。与論町においてもこういった方、障害者の受け入れをたまにやっ

ていらっしゃるのですが、どれほど進んでいるのかお伺いしたいと思います。商工観光課長にお聞きしていいですか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 鹿児島県の方でもユニバーサルツーリズムを取り入れようということで、大島地区の協議会みたいなのが今ありまして、どういうふうな整備をしていこうかということで協議をしているところです。与論町の方では、そういう利用できるお店とか宿というのはちょっと少ないのですが、観光施設のトイレの方は与論町に17カ所あるのですが、バリアフリーのトイレが13カ所ありまして、こちらの方は整備をしているのですが、また別の観光名所とかでもまた整備していければなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。これからもやはりユニバーサルツーリズム、与論町の観光・経済を押し上げていくには、こういった方々も受け入れる、そういった魅力ある与論島となれば、また観光客も増えてくるのではないかと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。一応、先ほど言った福岡県のこのユニバーサルツーリズムの一環の車椅子やベビーカーの貸出しなのですが、問題点とかもありまして、乗り捨てする人や返却場所がまだ定まりが少ないというのがあります。ちなみに、料金は車椅子が1日1,000円、ベビーカーが500円、県から委託費として予算が960万円計上されている状態です。今後何かやることがありましたら、是非とも予算計上して、ユニバーサルツーリズムに努めていただきたいと思います。よろしくお伺いします。それと今、12月3日から12月9日までは障害者週間となっています。この障害者週間は、障害を理由とする差別禁止の理念のもとに、国民の間にすごく障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設定されています。この内容ですが、このデータによりますと令和5年3月現在、奄美群島内における身体障害者手帳保持者は7,599人です。療育手帳所持者数は1,698人、精神保健福祉手帳を持っている方は1,079人いらっしゃいます。そういった方も「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」というスローガンのもとに始まっていますので、今から12月9日までは、障害者に対して何か1つでも考えていただければなと思っています。それと、本当に私たちもいつ介護を受ける障害者になるかというのはわかりませんので、是非ともこういう方も与論にはいっぱいいるんだと、こういう方が一部でもいるということ、しっかりと認識していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。オフシーズンの観光対策についてです。与論は

本当に観光、夏と言えば海というのがすぐ頭に出てきますが、オフシーズンの時期ですね、今回はヨロンマラソンが11月にありましたが、それを抜くと、もし3月とかになった場合、このシーズンオフ、10月、11月、12月、1月、2月、3月までですが、何をメインにすればいいのかということが頭に出てくるのですが、できれば与論町においてもオフシーズン、何かこれという一本軸ができればいいのではないかと思います。町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、南議員からもありましたオフシーズン。実は最近、僕はデータで観光客の入り込みを見ていますと、一時期の7月、8月における入込数の客が果たしてオンと、いわゆるシーズンというのが、なかなか山がこう薄くなっているのではないかなというのも1つ危惧しまして、やはり7月、8月にも力を入れて、入込客を増やすような対策も1つはあるのかなと。今、南議員から来ている質問は、7月、8月がシーズンとしたときの間の受け入れ、目玉になる。麓才良さんが、この前ヨロンマラソンのときに関係者を集めて、フルマラソンがスタートした後、ハーフのスタートの間の約1時間ぐらいを使って、関係各位いろいろ支援してスポンサーとか入れて、才良さんがガイドして、その中でおっしゃったあれが、3年間コロナでヨロンマラソンができていなかった、観光も3年間なかなか。その中で1つのいわゆる遺産みたいなのができたというのが、ツアーガイドの養成がちゃんとできて、例えば星空ツアーのガイドする人たちができて、今盛んにそれを申し込んで体験する人数が増えているというのが情報で入ってきていますので、詳しい数字等は松村商工観光課長の方で把握しているとは思いますが、そういったところの体験ツアーで、その3年間でツアーガイドの養成がすごく充実してきていますので、そこら辺が出てきているのではないかと私の情報では、以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。今、町長が言われた力強い言葉がありました。本当に夏にも来ていただく、そういうのも大事です。そのためにはやはり移動手段ですね、飛行機だったり船、そういった整備も必要だと思いますが、最近やはり宿泊施設の問題もあるのではないかと思っています。松村商工観光課長にお伺いします。今の与論町における宿泊施設の状況はどういった状況なのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） メインとなる大きなホテルとかが減ってはいますが、またプリシアリゾートはちょっと高級的な感じの方に変換されているようです。また、島外の方々がまた何個か1棟貸しみたいなホテルとかをつくろうというような

動きは見えていますが、以上、そんな感じですよ。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 私が聞いているところでは、やはり年々減ってきていると、若しくは規模を縮小している。来年1月にもいろいろなスポーツ大会があります。島外の友人から宿がないか、どうにかならないかとか、あと送迎ができない、あと晩御飯がつかれない、そういった問題も出てきています。そうなりますと、やはり泊まりたくても与論に泊まれないという状況が出てくるのではないかと考えています。それと最近全く見なかったのが、修学旅行生。これもちょっと減ってきているのではないかとと思いますが、商工観光課長、今修学旅行生の状況はどうなっていますか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 9月か10月だったと思うのですが、兵庫県の看護専門学校の方々が60人、70人ほど入られています。今のところ、その1校だけです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 修学旅行は、来年度はやはり1校だけではなくて2校、3校と増える予定であるのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） すみません、今のところはまだ情報の方はちょっと入っておりません。申し訳ございません。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは、以前も一般質問をしたときに言ったのですが、観光による経済効果、そういったものも来年度からでもいいので是非とも調べてほしいと思いますが、副町長いかがでしょうか、調べてもらえますか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

確かに今観光としては、令和5年度の10月末で4万9670人ということで、年々約1万人ずつ増加しているのではないかと考えています。今年度10月末でも7,253人の増加ということで、経済効果は今観光協会の方でDX化を進めようということで、宿帳をもとに集計を始めているところですが、確実な数字が出せないのが現状です。改めてDX化を推進して人数等を確認したり、きちんとした消費動向とか数字とか経済効果とかが確定できるのではないかと考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。是非とも経済効果、れっきとした数字が出れば、どれだけ与論町にお金が落ちているのかというのがわかると思います。

ので、それがわかり次第すぐお知らせいただきたいと思います。それでは最後ののですが、観光というのも与論だけではないと思います。沖縄もそうです、鹿児島もそうです。やはり時代に合ったものになってきています。本当に宿泊施設がない、だったら来ないのかといっても、友達の家泊るとか、中にはヨロンマラソンのときには、テントを使って泊まっている方もいらっしゃいました。やはりそれだけ与論はまだ魅力があるというところではないかと思っています。やはり、私たちも今までどおりの形でやるのではなくて、本当に今の時代に合った形にあわせて観光もしかり、教育もしかり形を変えていく必要があるのではないかと思っています。ですから本当に「温故知新」ですね、「故きを温ねて新しきを知る」ということを今後進めていくことが、我が与論町においても大事ではないかと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで2番、南有隆君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） おはようございます。一般質問をいたします。

1 新年度予算編成における「子育て支援」施策と予算措置について

- (1) 田畑町長の一丁目一番である「子育て支援」については、子育て世代だけでなく町民が大きな期待と関心を持って望んでいます。町長の主要な公約「子育て支援」の具体的な施策について伺いたい。
- (2) 「子育て支援」施策の予算規模について伺いたい。
- (3) 財源は確保されているのか、どのように捻出されるのか。

2 本町の観光産業推進について

- (1) モクモウ林帯など海浜、漁港等にある放置船の撤去にどのように取り組むつもりか、見解を伺いたい。
- (2) 本町の観光の表玄関、中金久海岸入り口に観光関連施設「渚の交番」建設計画が進められている。周辺一帯の整備、計画との調和、整合性はどうか。
- (3) 中金久の貝殻館のあった場所に漂着物やタイヤ等ごみが十数年以上山積み増える一方だ、見解を伺いたい。

3 電気の安定供給とネット・電話の不通対策について

- (1) 無電柱化事業が進められている。この事業により停電及び通信不通がどの程度軽減、回避されるのか。台風時には朝戸、西区、東区、那間地区一部地域においては48時間近く停電が常態化している。停電対策に抜本的に取り組むよう関係機関及び給電事業者に要請しているか、見解を伺いた

い。

以上、質問いたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今喜山議員からありました、3つの中でまた（1）から（3）までであるというところで、まずは1の新年度予算編成における「子育て支援」施策と予算措置についてお答えしたいと思います。

本町の新年度予算編成における子育て支援の具体的な施策については、従来実施されてきた各施策の見直しや充実強化を図るとともに、新規での子育て支援策も検討したいと考えています。

まず、本町における少子化・子育て支援に関する施策の検討及び推進を担う「少子化・子育て支援対策室」を設置し、当事者たる子育て世帯の住民や各支援団体等と連携して、施策立案の基礎となるニーズや御意見を幅広く収集しつつ、政策の錬磨に努めてまいります。

また本町の子ども支援施策をまとめた「子育て支援ハンドブック」の作成により、町民の皆様への情報提供の拡充を図るほか、町立こども園の新園舎整備計画の推進など、子育てに係る環境整備についても、他事業との調整を図りつつ取り組んでまいります。

次年度当初予算においては、医療分野における子育て支援の拡充策として、子ども医療費の完全無償化を実施する予定とし、関係各課へ実施に向けた検討を命じています。

質問1の（2）の「子育て支援」施策の予算規模についてお答えいたします。

新年度予算における事業規模につきましては、現時点において検討段階にある部分も多く、概算として申し上げられる範囲にとどまりますが、子ども医療費の完全無償化を実施した場合に要する予算として、600万円を見込んでいます。

新年度以降の事業案につきましては、対策室を中心として財政担当課との連携を図りながら、財源の調整・確保が図られたものから順次予算への計上を通じて、皆様にお諮りしてまいりたいと考えています。

1の（3）財源は確保されているのか、どのように捻出されるのかについてお答えいたします。

子育て支援策の財源につきましては、令和6年度実施予定の子ども医療費の無償化に係る事業分は一般財源の充当を予定しています。

新年度より設置予定の「少子化・子育て支援対策室」を中心としたプロジェクトチームでは、民間団体との連携による事務事業の見直しや他事業の合理化による子育て支援策の財源確保を図るほか、国及び鹿児島県の支援制度等の積極的な活用に

も取り組んでまいります。

子育て支援策は、本町の存続にも直結する特に重要な施策であると認識しており、今後、本町のふるさと納税における寄附項目の追加をはじめ、安定的な財源の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

質問事項の2の本町の観光産業推進についての(1)で、モクモウ林帯など海浜、漁港等にある放置船の撤去にどのように取り組むかについてお答えいたします。

与論町が管理する漁港は、茶花漁港・麦屋漁港・宇勝漁港・湯浜漁港・皆田漁港の計5つがあり、各漁港に廃船が散在しています。また、大金久地区保安林地帯の一部にもグラスボートや遊漁船ボートの廃船と思われる船が放置されており、景観上、安全上も支障を来すものとなっています。

漁船については与論町漁協、その他の放置船については週報等で移動及び処理をお願いしているところですが、解決には至っておりません。これからも引き続き啓発活動を行ってまいりたいと思います。

質問(2)の本町の観光の表玄関、中金久海岸入り口に観光関連施設「渚の交番」建設計画が進められている。周辺一帯の整備、計画との調和、整合性はどうかにお答えいたします。

大金久海岸の入り口に建設予定の渚の交番は、観光案内所、物販、カフェなどが併設された総合観光施設として、日本財団からの支援を受けてヨロンSCが事業を進めています。設計変更や環境省との協議などに伴い工期が遅れていますが、来年9月の竣工を目指して工事に着工したところです。

大金久エリアにつきましては、多くの観光客が訪れる百合ヶ浜への玄関口となっていますが、近年では、観光施設の老朽化や観光客の減少などに伴う民間事業者の撤退などにより、観光客の滞在が少ない状況となっています。遊歩道やコテージなどの施設整備を行ってまいりましたが、今後も本町の観光のコアエリアとして、ハード整備やソフト的な取り組みを通じて活性化を図ってまいりたいと考えており、渚の交番については、その中核となる施設としての機能を期待しているところです。

具体的には、令和3年度に地域住民や観光事業者、環境や教育分野などの活動団体などに参画していただいたワークショップなどを通じて、大金久地区の活性化に向けた御意見をいただいたところであり、前述した機能に加えて、大金久エリアのマネジメント、イベントなどを通じた島民と観光客の交流の場、環境教育・海洋教育などの拠点機能をあわせ持った施設として活用してまいりたいと考えています。

質問2の(3)の中金久の貝殻館のあった場所に、漂着物やタイヤ等ごみが十数年以上山積し増える一方にお答えいたします。

本町においては、多数のボランティアの御協力もあり、海岸漂着ごみの回収が行

われ、美しい海岸を維持出できている状況です。

御指摘のあった場所は、本町の作業員とボランティアで回収した海岸漂着ごみのうち、町の施設へ搬入できないものを一時仮置きしている場所です。仮置きしているごみは、定期的に解体や加工を行い、分別することでクリーンセンターやリサイクルセンターへ搬入していますが、そのほとんどが町の施設で処理できないものです。島内の処理業者に引き取りをお願いしていますが、錆や破損が激しいもの、付着物の多いタイヤ・FRPなどは引き取ってもらえない現状にあります。

御指摘があったとおり、仮置きの量も増えてきているため、島内・島外の処理業者を含めて引き取りを依頼できないか検討しているところです。

質問3、電気の安定供給とネット・電話の不通対策についてお答えいたします。

無電柱化については、現在、鹿児島県が1.6キロメートル、与論町においては0.2キロメートルを計画し事業を進めているところです。

この事業の効果としては、台風や地震などの災害時において、電柱倒壊による交通の寸断及び建物への被害の恐れがなくなることや、景観を阻害している電柱が減少することにより景観の改善が期待されます。

また、停電対策については、台風等の災害発生時における本町の電力の確保と早期復旧を図るため、九州電力送配電株式会社と「災害時における電力復旧に関する協定」を結んでいます。これにより、台風襲来前には九州電力送配電株式会社において対策本部を設置し、復旧人員の事前配置を行い早期復旧に取り組んでいただいているところです。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長は今年の選挙で、びっくりするような圧倒的な差で町長に当選されたわけですね。町長にこれだけの票がなぜ集まったか、その意味について町長はどのように考えたのか。私は、町長のこの選挙のときのチラシをずっと机の前に置いているのですよ。おお、さすがだなと。これでは町民が全部期待してきっと大きな票を勝ち取るだろうと。さまざまないろいろな業界やね、今までの行政の進め方とかにこだわらないで、大胆に田畑らしい、田畑克夫らしい町政を進めていこうと大きな期待を持って、私は田畑町長に票を入れた方がたくさんいらっしゃると思うのですよ。是非ね、そのことを肝に銘じて今から4年間頑張ってください。まずそれをお願いしておきます。今回この答弁書を見て、全然進歩がない。今までの町長の答弁と何ら変わりはない。あなたらしい答弁がないのよ、ここに。私はこれでがっかりしているのですよ、はっきり言って。どうですか、町長。どう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、喜山議員がおっしゃった私らしい答弁でない、確かにインパクトには欠けると思いますね、私自身もそう思います。役場に町長として入って、町長になる前はやはりある程度の大風呂敷というか、大きなことをしたいと。一丁目一番地でやはり私が町長になろうとしたきっかけが、やはりこの2022年、いわゆる1年間に生まれている出生の数を聞いてから町長になろうとしたわけで、やはり少子化、今後10年、15年後を考えたときに、30人もいかないその出生では、与論町の長として特に与論高校の存続とかを考えたときに、でも実際に今やるべきことは、町の財政を見たときに大風呂敷を広げているいろいろなことが一気にできるのか。例えば、給食費の無償化も視野に入れて考えました。あと0歳児から18歳までの子供たちが卒業するまで、1人当たりひと月8,000円で、1年間に9万6000円です。それを18年間、それは非課税も課税も一緒ですので、そういうことも考えました。そこにかかる予算が、そこまで入れますとやはり1億円を超えていくわけですね。その財源が捻出できるか。ただ単に全部それを無償化して、子育て世代に全部そういうお金を支給しますと、それは私の印象としては、それは僕の宣伝でいいでしょうけど、実際に各課と連携しながら、全部2024年度、令和6年度の事業が行える体制が果たしてそれで整えられるのか。いろいろな総合的な判断をして、まずは子ども医療費の部分の無償化であれば、次の（2）で、その予算規模というところでお答えしている600万円をまずは捻出して、そこから「少子化・子育て支援対策室」と、名称はそれでいいのかも検討を踏まえながら、いわゆる担当課が置くのではなくて、いろいろな子育て・少子化においては、いわゆる教育、それに関わる環境ですと、住宅問題ですと建設課、財政でいうと総務課の財務も必要でしょうから、その室を置いて、そのプロジェクトチームでまずは令和6年度に立ち上げて、私はもう一つ公約に、町民の意見を聞く。今は役場の中での論議で終わっていますので、それをまずはできることを役場内で、役場の職員も田畑町長になったその公約みたいなのは感じていますので、町長、一気にそれはできない部分もあるというところで、まずは子ども医療費の部分は、完全無償化しても額が少ないとは言えませんが、600万円規模であれば一般財源で捻出できますよということです。そして令和6年度にそういうチームを立ち上げてから、では次は何をできるのか、あと財源として何を持っていくのか。ふるさと納税のところでも、子育て支援の寄附項目も1つ増やしたり、そういったところで、財源がもし1億円増やせば、1億円に充てられる無償化とかいろいろな対策に充てる。まずは令和6年度において、最低でも茶花校区、与論校区、那間校区において町政報告会を行いながら、町民の意見を拾ってまいりたい。そしてまたその意見を反映してまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 長々と答弁をありがとうございます。もっと簡潔にお願いしますね。町長、今何をどうしてくれという話ではなくて、町長が立候補する前にどういう子育て支援をして、どういう次世代支援をすべきかということで何を考えていたのかをお聞きしたかったわけですよ。今お聞きする範囲では、今から会を立ち上げて町民から意見を聞くとかね、そういうことを私は聞いているのではないのですよ。それで、今これだけ少子化が進んだ理由というのは、必ずしもその国の子育てとか次世代支援に対する大きな欠陥、問題があるような感じがするのですよね。例えば、今度岸田政権が少子化対策の財源として検討している支援金のことで、結局これを公的医療保険の保険料に上乘せして、国民1人当たり500円の負担をかけてまたやろうと。格好だけはつけていて中は全部増税だけ。結局、今子育て世代への負担ばかりなのですよね、これ、よく見ると。結局、子育て支援と言いながら、子育て世代の方々から金を取ってこの人たちにまたあげるような格好です。それで、今の住民1人の子育てとか次世代、少子化対策については、無策もいいところですよ。私はそう思います。与論町の行政とか田畑町長がいくら頑張っても、今の住民との施策では焼け石に水で、余計に悪くなる一方。もうそれは否めないのではないかと考えています。今度公費負担でも47.5%と言われてますよね。これが今度いわゆる森林税とか、それから今の子育て支援金の問題、中身は全部増税で50%公費負担になると言われているぐらいです。おまけに消費税ですよ、さまざま。こんな状況では、本当に今子育てをする世代、頑張っている世代の方々に負担が大きすぎる。その中でも与論町として、何か少しでもやっていただきたいと、それを願う気持ちでこれをお願いしているのですが、この中で今医療費のことを言っていますが、医療費とか学校給食の問題というのは、今文科省とか国で取り上げていますよね。それとは別に与論町ならではの、離島ならではの支援策というのは、自分なんかでつくらざるを得ないわけですよ。その辺にもう少し重点を置いて、先日11月の二十何日ですか、奄美の広域の会があったようで、それに町長は出席されましたよね、定例会があったと思うのですが。この中で、前の議会でも言いましたけど、そういう中でも子育て世代とか次世代応援について、奄振をもっと使うことはできないのか。それについてもまたお願いをしていたわけですよ、前の町長にもお願いしました。そういう意味で、必ずしも与論町だけでやることだけでなく、あらゆる会合を利用して、そういう次世代支援、子育て支援のための施策を強く要求するのが町長の仕事だと思うのですよ。是非、今から県や国にいろいろなそういう会合があると思いますが、その中において、とにかくにも子育て支援だ、次世代支援だ、奄美群島は離島ですよ。離島における医療って、1

00%できるわけではないですから。例えば、中耳炎とかそういうものは、1週間置きぐらいに子供は通わないと駄目なのですよね。そのときの航空賃をね、では医者
の診断書とあれがあれば交通費ぐらい出しましょうと。乳飲み子を抱えて、子供1
人抱いて、両手で子供の手を引いて沖縄にお母さんが旅行するわけですよ。その
旅費も宿泊費も全部自己出しですよ。そういうところの医療費というのが、私は欲
しいなと思うわけです。だから、離島ならではのいわゆる島ちゃび、それについて
もっと真剣に私たちは考えるべきだと。離島で子育てをしているお母さん方の苦勞
というのを、本当にどこまで僕たちが歩み寄っているのかなと。是非その辺をみつ
ちり研究して調査してほしい。今、町長がおっしゃったように、条例の中でも子ど
も会議がありますよね。その中でどういうことをするかということ、その条例の
中についても全然会合を開いていない。今までほとんど開いていないのですよ、会
議資料もないのですよ。だから、是非そういう形の田畑町長、4年後は田畑町長は
よくやってくれたと言われるような政策を、今スタートしないと駄目ですよ。いか
がですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員の叱咤激励ありがとうございます。4年後はちゃんと
していたと言われるように、これからスタートしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） よろしくをお願いします。

それから2番の本町の観光産業推進についての中で、1と2の項目、今まで観光
推進だとかいって観光遊歩道とか、いろいろな設備とかをつくるわけ。けど、ごみ
は投げ放題やり放題、開発した後はそのままほったらかし。そろそろ今までやって、
公共が破壊し尽くした自然破壊を元に戻すことも考えてほしいと。皆田のこの項目
では漁港になっていますが、防波堤も先端は崩れたまま。あれもちゃんとした手続
きで取られた事業ではないでしょう。私はそう思っていますけどね。要するに、前
に貝殻館とあって、ほとんどの方はもう御存じないのではないかな。そういう建物
をつくっていて、それもほとんど使わないままで20年近くほったらかしした後、
後で撤去しているのですよね。そして、今のごみの山、あれが何で仮置き場ですか。
何でそういう場所にごみの仮置き場をつくるのですか。商工観光課長、非常識では
ないですか。みんなあの各浜はみんなごみを置いたり、船もほったらかしているの
に、これは仮置きですよと言われたらどうしますか。今度金ができるまで仮置きで
すよと言って、こんな答弁書はないでしょう、仮置きというのは。さっさと片付け
なさいよ。それから町長だって、副町長だって、観光協会長をされたのでしょうか。
今まで何を見ていたのですか、あなた方二人は。笑わせるんじゃないよ。商工観光

課長、今後どうするのですか。

○議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 御指摘のあった一時仮置き場の件なのですが、平成20年に観光課から独立した環境課が、その後ビーチクリーナー倉庫ともどもその管理をしていますが、現在、平成26年からボランティア等で集めていただいた漂着ごみ並びに海底からボランティアで引き取ってもらったごみを、そのビーチクリーナー倉庫の方で保管しておりました。その後、量が増えてきましたので、分別をし、外に並べて今やっています。そのごみのうち、島内業者の方に見てもらって、ドラム缶、タイヤ、そういった部分で鉄くずとして引き取ってもらえる部分を林さんとかですね、自動車会社さんとかに見てもらって、回収してもらえるものは回収してもらいました。あまりにも錆が多くて、くずとしても回収できない部分で、古タイヤとして海底から引き揚げたものですから、藤壺とかいろいろな破損が激しいもの、バッテリー、そういったものは引き取ってもらえませんが、今一時、平成26年からの分で9年間保管させていただいています。見苦しいという部分であれば、最終処分場の敷地内とかリサイクルに持っていくと、一般のものと混在してしまいますので、最終処分場の方でちょっと分けて置いておこうかなと思います。今現在、奄美群島では徳之島、沖永良部、そういったところで処理できる業者を今選定してお願いする予定です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私が質問したのに答えてくださいよ。そんなのは弁解でも何でもない、これは南町長の時代からずっとこうですよ。3人の町長が全部ずっとあそこにごみ置き。これを今までずっとほったらかしかと聞いているのですよ、さっきと処分しなさいと言っているのですよ。それが当たり前でしょう。海底から取ったごみで回収がどうのこうのという話ではないよ。一方では観光を標榜しながら、その辺にはごみだらけ、山積み放題、仮置きだといったら、島中ごみだらけにしかないではないですか。その辺はきちんとけじめをつけるべきではないですか。環境課長はもういいです。商工観光課長、ああいう状況を観光から見てどう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 大金久一帯を整備しようということの中で、ああいう場所があればちょっと見苦しいなというふうに思っていますので、また環境課の方とも協力しながら、処分してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 別に私が今指摘したからといって、見苦しいというわけではな

くて、前から見苦しかったわけでしょう。だったら、なぜ今まで何も手をつけずにほったらかしているのですか。何ですか。あれで与論の観光がまともですか。副町長どうですか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） 喜山議員の大変なお叱りは重々わかりました。確かに与論町としてまた考えてみますと、観光地でありながらなかなか撤去がなされていないというのは、大変遺憾というか反省するところです。早急にきれいにして、観光地として適切な環境を整えるように、すぐに努力してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） すばらしい答弁でありがとうございます。私は叱ってはいませんよ、指摘しているのです、私は。その辺はあなた、言葉遣いに気をつけなくては。私は、皆さん方に文句を言ったりけんかをするために、議場に来ているわけではないのだから。でしょう。また終わったら、一緒にお茶でも飲みましょう。それから中金久海岸の観光関連施設の渚の交番。先般、東区の公民館で地元説明会がありましたが、いやはや私もこの説明会に行ったのですが、びっくり仰天ですよ。議会の方に資料を提出してとお願いしていたのですが、向こうの説明資料の方がものすごく込み入って詳しい説明をされて、議会にはこのイラストみたいな写真だけみたいなものが、もう本当に私笑っちゃったのですが。こういうイラスト写真ね、皆さんわかりますか、こういうイラスト写真。こういうものだけしか議会にほとんど出してないわけです。私も議会の内の委員会の方でも非常に問題になっているのは、これは、3年後は与論町にもう移譲するという話ですよ、この施設を。そしたら、その施設のいわゆる維持管理費、それからそこに観光協会も移転するという話もされたわけですよ。そしたら電気、水道、光熱費、ネット料金とかさまざまな料金というのは、3年間はそちらでやられるみたいですが、その後は与論町にくるわけで。それは今、与論町がこの施設がうまく運用できたらいいですよ。貝殻館みたいなをつくってから、あとは何もできませんといってほったらかされてから、ぶっ壊されていくような形になるのではないかと。少なくとも中の維持費、管理費とかが与論町にしわ寄せがこないか、財政負担がこないかと、それを非常に懸念して委員会の方でも、もう少しこの施設の収支計算書について提出してくださいとお願いをしたのですが、まだ今日に至って提出されていない。総務企画課とかそういうところでは、この施設が今後与論町がどういう形の費用負担があるかということについては、調査されていますか。いかがですか、総務企画課長。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） この維持管理につきましては、具体的なそのどれぐら
いかかるということについては、まだちょっと協議を行っていないところです。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いやはやびっくりな話ですよ。施設をつくってから3年後は
与論町に移譲すると。そしてその建物の維持管理費、経費もろもろについて総務企
画課も把握していないと。一体何ですか、これ。どうしたらいいのですか、これ。
町長、どうするの、これ。そして観光協会の補助金を出しているのですよね。恐ら
く観光協会とかヨロンSCがやると思うのですが、どちらも与論町からいわゆる運
営資金とかいろいろな形で支援をしているわけですよ。そういうものに、今以上
この運営費で穴が開いたらどうしますか。リスクヘッジはどうするのですか。その
辺についてはどういうお考えですか、お答えください。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、喜山議員が御指摘された趣旨、今のところは多分設計の段
階からいろいろあって、本来は年数であれば、令和何年には完成していないといけ
ない施設で、本当に多分その段階で収支を出す予定だったと私の方では思っていま
す。その内容につきましては、そこで物販、カフェもろもろ、その売上げがどのく
らいまでいけるのかをしながら、3カ年間は年1000万円ぐらいのランニングコ
ストを見ながら、その3カ年間3000万円を付けて営業をしていって、その中で
収支が出てくるという説明を、僕は商工会長として観光協会の理事をしたときに、
ヨロンSCの代表からその説明を受けたというのを記憶しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 本当に私、こういうところから町の財政に対して無責任だなど
いうところなのですよ。後々与論町の財政に負担がかかる恐れがあるわけですよ。
儲かればいいですよ。私も逆に儲かってはいけないと思うわけですよ、ある意味、
広域団体ですよ。私、今町長と議長と副町長にこの資料を出しましたよね。これ
は昭和57年、1982年3月に与論町が観光基本構想として出した構想のものな
のですよ。これにはいろいろな背景がありますが、それは差し控えます。非常に大
きな問題があったのですが。この中に、今ちょうど渚の交番をつくらうとした場所
に与論町が、この丸くなっていますよね。コンクリートで20件近くのお土産店を
つくらうと、それを貸出ししようと。これをすることによって、当時与論町には2
0件から30件以上のお土産店が、島内いろいろな場所にあったのですが、この
方々から、町がこういうことをしたら民業圧迫ではないかという指摘が出てきたの
ですよ。当然ですよ。だから、その公共の土地に公共が建物を建てて商行為をや
るわけです。例えば、今回の渚の交番の建設工事現場の説明書を先日もらったので

すが、この中を見ている、そこの中に今町長がおっしゃったカフェテラスとかありますよね。近くにも喫茶店もありますよね。前、島おこしで来られた方ね。それと物販、モクモウの下には長い間80歳を超えたおばさん方がお土産店も販売していますよ。ある意味与論の名物ですよね。それをどうのこうのと言う人もいますけど、私はとても与論島らしいなとそういう意味もあります。こういう状況を見ている、逆にこの施設をつくって中で下手な金儲けはしてほしくない、私はそう思います。そこで、インフォメーションとかイベントとか等を通じてやるとおっしゃっていますが、これから果たしてこの維持管理費に費用がどれだけできるかというのを、私は非常に疑問に思っているわけですよ。かといって収支計算書も出ないからチェックしようがないのですよ。議会としてチェックしようがないのですよ。議会をないがしろにしているわけですよ。またある意味、町長だって皆さん全部ないがしろにしているわけですよ。これだけの負担がかかる可能性があるのに、それをチェックできない、資料も提出しないというのは問題がないでしょうかということを行っているのです。いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の段階で喜山議員が御指摘なさる点は、十二分にわかります。でも、さっきも申し上げたとおり、今の時点で収支を出せと言えは出せないこともないかな、いわゆるカフェをどのくらいにして、一日の売上げをどうして物販をどういうふうにしてというのはあるのですが、それはさっきも言ったように、3カ年間そのランニングコストを日本財団の方で御負担いただけるというところですので、いわゆる建物ができてからそういう議論をするのもというところで、喜山議員がおっしゃるというのは十分わかりますが、それはヨロンSCとも今の現状で収支が出せないか、喜山議員からの御質問がありましたので、また持ち帰って検討してみたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） わかりました。是非、私今まで観光事業のさまざまないろいろな整備だとかやっていって、その整備した後、きちんとこれを維持管理して、きちんと提供できる環境を予算、つくった後の費用が大変ですよ、遊歩道もつくった後でもその周りの伐採とか維持管理、これもきちんとできるような体制をしながら、観光関連でも何でもですよ、そういうものをやはり5年、10年、20年、それこそ今町長がおっしゃったように、何十年後になっても町民に負担にならないようにあるいは喜ばれるような、そういう施設を是非つくるならやっていただきたいと、それを町長が指揮をとって是非叱咤激励をして頑張らせていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっと先ほどの最初の質問に戻りたいと思いますので、さっきのここの町長が子ども支援の中で、ふるさと納税の中に子育て・次世代支援という形で項目を設けたいと、これは是非お願いしたいと。それとあと1点町長にお願いしたいのは、次世代支援みたいな形で基金をつくったらどうですか。基金をつくってその基金の中からはいろいろな形に、弾力的に子育て支援の方々に金が使えような方策を、後でそれは決めればよいと思うのですよ。まず最初に基金をつくっていただきたいと。それをこの基金は田畑町長がつくったんだということを、是非きちんと残していただきたい。それを一応お願いしておきます。

すみません、また元に戻ります。それから無電柱化事業ですね、電気の安定供給とネット。議長と町長と副町長にもちょっと資料は出したのですが、これはわかりますよね。電柱はいろいろ倒壊したりとか、台風でひっくり返ったりとか、折れたりとかしていますよね、その写真を見ていただくと。これは私素人から見ても、何だこのごまはと思うわけですよ。例えば、上田線に立てている電柱の間隔がものすごく距離があるわけですよ。あれではどう見ても大きい台風のときには持ちこたえられないなど。それから根入りの浅い電柱の立て方ね。それから肩荷のある電柱とかね。台風のたびにいっぱい山ほど写真があるのですが、全部写真を撮ってチェックをしているのですよ、その被害のあった場所。私が言うのは電気事業者がもっとその辺を真剣に考えて、配送電について投資もして、時間も割いているかと。近年の電柱なんかを見れば、もうカズラは生えているわ、まともな管理をされていないと。あれでは停電もあってしかるべき、断線があつてしかるべき、そういう状況にあるのではないかと思います、これについてはどう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員の御指摘のとおり、私もそういう送配電事業がどういうものか、まだはっきり勉強していなくて勉強不足なのですが、10月23日でしたか、送電会社との面会をいたしまして、私としては、さっき県が1.6キロメートル、与論町においては0.2キロメートル、今九電から役場までの工事をされて、それが令和10年でしたかね。それは事業が終わらないと次の事業にいけないというところで、私は要望して「電柱の倒壊が起こるところとか、遠目の東区あたりからいわゆる無電柱化ができないか。」という質問をしたところ、それはできないと言われて、「必ず電源元が九電からつないでいったところから工事を継続していかないとできない。」という返事をいただきまして、それはもう新たに全体的なことでもた総務企画課とも相談をしながら、次の要望をするに当たって、今どこをするのかというところで検討中です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長、本当にありがたいですね。まさか町長が、配送電の会社の方にそういう話をしたということをお聞きして、ありがたいと。全く同じ考えなのですよ。おっしゃるように、停電がまず長引くところは端の方なのですよね。端の方から逆に強めてほしいと。そっちの方をしっかりとすることによって、逆にここで結局漏電事故があったら、そこのもっと手前の方で遮断するわけですよ。それで全部停電するわけではないですか。おっしゃるように端末の方からしっかりと形で施工してほしいと、私もそれをお願いしたいと思います。是非ですね、今の送配電のあり方について、私ははっきりしたことはわかりませんが、九州電力というのが電力をつくるコンテナのソーラー関係ですね、結局、電力の自由販売とかの状態になった時点で、送配電の会社と電力をつくる会社というのが分離された格好になっているわけですよ。ということは、送配電に対する予算をどんどん縮めていけば、そこに対する維持管理・メンテというのは削られるわけですよ。トランスにしたって耐用年数があるわけだし、本来は5、6年で耐用年数があってトランスを変えなくてはいけないが、まだ何もトラブルがないからそのまま使っていていいではないかという話になります。そういうことが積み重なっているのではないかなと懸念しているわけです。それとNTTの電話回線も見ればわかると思いますが、ガジュマルとかアカギとか、こんな幹の間から全部あの線を通してているのですよ、電気ではないから安心だということで。昭和30年代、40年代の頃のNTTのラインというのは、その線の上に木なんかはほとんどなかったのですよ。だから、いずれ無線に移行するのではないかと思います。こういうところも通信会社に対してやはり強く申し出るべきではないかと。これは与論島だけの問題だけではないですね、先般徳之島に行ったときにも、沖永良部に行ったときにも、ちょっと入るとみんなこういう状況。これは恐らく全国的にこういう感じではないかと思うのですよ。だから奄振とかそういういわゆる県の会合の中で、この辺についてもきっちり指摘して、回答を得ていただきたいと是非要望をしておきます。これについて、総務企画課長はどのようにお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 九電に関しましては、平成6年9月に災害協定を結んでいます。NTTに関しましては、ちょっとまだ結んでいなくて、今月またNTTの方からその災害に関する協定締結に向けて事前協議をして、今年度に締結に向けてやりたいというふうに今思っています。以前は、町の方で光ファイバーを整備したという感じで、台風前には要請して事前宿泊して対応していただきたいという要請もしていたのですが、そこについてはどうしても費用がかかるということで、なかなか台風の見極めに関して来てくださいますとか、まだいいですというような、今

まではそういうやり取りをしていたのですが、今年の4月1日に光ファイバーについてはNTTさんに譲渡したという関係から、今年度こういう災害協定についてお互いの復旧作業についてスムーズにいけるように、協議を進めるように今現在取り組んで進めているところですので、喜山議員のおっしゃったとおり、一生懸命取り組んでまいりたいなと思っています。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。私たちが今、この電気と電話回線とその次に一番問題にしなくてはいけないなと思っているのは、天気が悪くなるとテレビの雑音、ノイズが相当入っているという苦情が何件か来ているのです。これは、東京には600メートルのアンテナが建って、そこからテレビの電波を発信しているわけですよね。あれは何でつくったかといったら、結局デジタルで障害が多いものだから、できるだけ高いところから電波を発信しないと、いわゆる周波数が高くなってデジタルに影響が大きすぎるということで、東京タワーの代わりにあれをつくったという元々の背景があるのですが、結局、与論で今テレビのノイズが天気が悪くなると、皆さん出ているでしょうね。台風のとくに、ちらちらが多くなっていますか。あれは、結局今のテレビ中継塔の場所が低いのですよ。それでいろいろな高い木、ナンヨウスギとかがいろいろ生えていて、結局電波障害が起きているのではないかという私の予想です。建物とかできて、非常に周波数が高くなっているものだから障害を受けやすい。ガジュマルにちょっとかかりそうになるとテレビが映らなくなりますよね、わかりますか。だから、今のNHKのテレビと民放のテレビのアンテナの配置の状況、電波の状況というのを1回調査する必要があるか。場合によっては共同アンテナを立ててもらって、それも検討する必要があるのではないかと思って。これは一般質問に入れていなかったのですが、是非、このことについても検討をしていただきたいと、よろしくお願いします。そのテレビの電波中継というのは、光ネットでNHKの場合は奄美に来て、奄美から瀬戸内、徳之島、沖永良部、与論という形で電波中継されているみたいなのですよね。それは10年前、私が広域で調べたときのデータなのですが、その民放はずっと電波中継で来ているのですよ、鹿児島から、各島々から。いわゆるケーブルを使っていないという話を聞いていたので、当時の話ですよ。そういう意味でも障害が多いのではないかと。是非それがテレビの難視聴というか、そういう障害が少なくなるように軽減するような形のものをもうちょっと再度チェックをしていただきたいと、それを要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） これで5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。会議は11時から再開したいと思いますのでよろしくお

願います。

-----○-----
休憩 午前10時53分
再開 午前11時00分
-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、林敏治君の発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、先に通告いたしました一般質問をいたします。

1 島を守るため入島税導入の検討について

(1) 本町において魅力ある観光地域づくりのため、沖縄と奄美群島と連携して交流拡大を図り、観光客誘致を強化し島を守るため、新たに入島税導入を検討して持続可能な観光地域づくりの財源となるよう取り組む考えはないか。

2 観光客の受入態勢の指導について

(1) 近年、観光客の増加に伴い、海上危険箇所においてマリレジャーや遊泳客の海難事故が起きている。今後、関係機関と連携して注意標識設置や監視船などで見守りするなど、事故が起きないように受入態勢の指導を強化して安全・安心な島づくりを進める考えはないか。

3 台湾有事を念頭に置いた住民避難対策について

(1) 政府は、台湾有事で日本周辺の情勢が悪化した場合、沖縄先島諸島をはじめ、南西諸島の住民や、観光客を九州に避難させる必要が生じるとみている。今後、本町において有事を想定した国民保護法に基づいた国民保護計画や訓練計画を策定して、全島民が安全に避難するため、自衛隊や海上保安部の関係機関と連携を図り、国境離島防衛を確保するためにも、港湾・空港の整備をする必要があると考えるが、町長はどのように対策を講じる考えか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員より質問がなされた、1の島を守るため入島税導入の検討についてお答えいたします。

観光は観光産業だけではなく、幅広い地域経済への波及効果が期待できる産業ですが、一方で観光客の来訪に伴い、住民生活や生活インフラ、環境などへのインパクトを与えることも指摘され、過度に観光客が訪れることにより生じるオー

バーツーリズムも各地で問題化しています。本町としましては、基幹産業である観光産業の振興・誘客に引き続き注力するとともに、それにより生じる負のインパクトを軽減するための新たな財源についても、あわせて検討していく必要があると考えています。

入島税については、沖縄の離島を中心に「環境協力税」などの名目で、自治体が運営する公営フェリーなどの利用料に上乘せして徴収されています。沖縄県竹富町では、任意の協力金としての「入島料」をフェリーターミナルで募っているものの、支払率はかなり低い水準で推移しているとのことです。

以上を踏まえ、本町の状況を鑑みますと、本町への移動手段は、民間の航空会社・フェリー会社が複数運航しており、入島税を効果的に徴収するためには、全ての交通事業者に対し、運賃上乘せによる徴収への理解をいただく必要があること、また、来訪者だけでなく地域住民の帰島時にも負担が生じることが懸念されるため、入島税の導入にはいくつかの高いハードルがあると認識しています。

一方で、御指摘のとおり、観光客の入り込みによる本町の自然環境・生活環境へのインパクトを軽減し、来訪者にとってもより良い受入環境の整備・充実に充てるための新たな財源の確保については、その必要性を強く感じています。同時に、財源の確保に係る負担のあり方や徴収の仕組みづくりについては、各地の事例や島内の関係機関及び町民の皆様の御意見も参考にしつつ、幅広い可能性について検討を進めてまいりたいと考えています。

質問事項2の観光客の受入態勢の指導についてお答えいたします。

近年、本町においても観光客の海難事故が発生していることを受け、昨年度はマリン事業者向けの研修会の開催やマリン事業者参画のもと、観光客やマリン事業者向けのガイドラインの策定と啓発パンフレットを作成し、観光協会ホームページや窓口での周知を行っています。今後は、定期的な検討・見直し等を行いながら、マリン事業者と観光客に向けての定期的・効果的な啓発を行う必要があると考えています。

海の危険箇所については、観光協会において啓発看板を設置し注意を促していますが、再度危険箇所の点検を行い、景観等にも配慮しながら、より効果的な看板の設置や周知方法等について検討してまいりたいと考えています。

監視艇の配備については、財政面から厳しい状況であると考えていますが、大金久エリアにおいて建設予定の渚の交番を核として、各マリン事業者等が連携した安全管理体制の構築を目指して検討を進めてまいります。

また、海難事故発生時の現場対応については、1分1秒を争うことから、現在、与論町水難救済会の組織の見直しを図っています。見直しを図る和論町水難救済会

の組織は、漁協・ダイビング・ヨロンスＣなど海に精通する事業者や個人で構成し、緊急時には消防や警察を含め、いち早く現場に急行し迅速な対応ができる体制を構築します。

今後も水難救済会や関係機関・団体を通して、本町における海の危険箇所やマナー等の意思統一を図り、安全・安心な島づくりに努めてまいります。

質問事項 3、台湾有事を念頭に置いた住民避難対策についてお答えをいたします。

本町を含む南西諸島域においては、近年の台湾有事等の緊迫する国際情勢や相次ぐ地震、台風災害等を背景として、大規模災害及び国際紛争を想定した防災機能強化が喫緊の課題であると認識しています。

国及び県においては、令和 6 年に、屋久島を対象として、他国からの武力攻撃を想定した県内初の全島避難訓練が計画されています。本町においても、有事の際の全島民の安全な避難への対応を図るため、屋久島での訓練を参考に与論町国民保護計画及び避難実施要領に基づいた避難の計画や実施体制について、再度確認と検討を行ってまいります。

港湾・空港の整備につきましても関係機関と連携を図りながら、老朽化した既設岸壁の改修や機能強化に向けた取り組み及び与論町滑走路端安全区域（RESA）の確保に向けた円滑な事業推進、並びにエプロン拡張等の要望を引き続き行ってまいります。

○議長（沖野一雄君） 3 番、林敏治君。

○3 番（林 敏治君） それでは、島を守るための入島税導入について、追加質問をいたします。入湯税につきましては、自治体が条例に基づいて独自に課税をする法定外税です。導入には、総務省の同意が必要となっています。離島の環境保全や観光振興に充てる財源を捻出しようと、各自治体が入島税導入の実施に動き出しているということです。例を言いますと、広島県の廿日市市が世界自然である厳島神社がある宮島を訪れる人から、1 人 1 0 0 円を徴収する宮島訪問税を今年度から始めています。宮島訪問税の対象者は小学生以上の観光客で、島民や修学旅行者は対象外です。また、沖縄県の離島においては、伊平屋・伊是名・渡嘉敷島は、環境協力税として 1 0 0 円を徴収しているようです。座間味村におきましては、美ら島税 1 0 0 円を徴収しています。2 0 0 5 年から導入されているということです。また、竹富島においても、2 0 1 9 年から任意で入島料を徴収しています。また、来年から訪問税を導入して町議会で条例を定め、2 0 2 4 年度中に実現を目指しているということでもあるようです。また、石垣市では、ごみ処理量の増加や観光施設の老朽化を改善するため、石垣市へ訪れる人から入島料という税の導入の検討を進めています。徴収方法としては、船での入島と航空機でのチケット購入時に徴収をするよ

うです。また、奄美群島におきましても、奄美市も世界自然遺産の奄美大島の景観や自然を守るために、検討委員会を設立しているようです。こういうことから、なぜ私が質問したかといいますと、町長は先の選挙期間中に入島税のことについて触れられ、町民に訴えておられました。そのことについて町長はやる気があるなど思って、私はこの質問をしたわけです。そういうことについて、町長のお考えをお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。今、林敏治議員の質問で、選挙期間中に入島税ということをして私が発言したと、おっしゃるとおりです。いろいろな形で何らかの形で、観光客も与論に対してのいろいろなインフラに対して負荷を与えているのではないかと。当然、島民がそれを今は全部負担しているわけですが、観光客は部屋代として払っているというその認識ですが、実際そこを使うインフラは、使えば使うほど負荷はかかっているというところで基本的な考えはそうです。おっしゃるように、今、入島税ができているところとできていないところがありますので、私としては入島税に当たるものが、後での質問であります宿泊税であったり、いわゆる環境、美ら島税みたいな形で、何らかの形で入島税みたいな税が法定外の税として取れないかということを検討しているところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） この答弁書を見ますと、やはり入島税の導入は前向きではないなど思っていますが、この入島税といっても、いろいろなさっき私が説明したその環境協力税とか、訪問税とか、後から出てくる宿泊税とか、いろいろな税というのを検討していただいて、やはり今一番与論町は財源がないということも考えながら、何とかその検討委員会を立ち上げてほしいと思います。これはもう奄美市がすでに検討委員会を立ち上げています。ですから、とにかく誰でも早くその検討委員会を立ち上げるということが、私は一番実践できるのではないかと方向性があると思いますので、是非取り組んでいただきたい。確かに難しい懸案ではございますが、是非これは与論町の財源をいかに確保するかということから、そういったことも考えていただきたいということですが、どうですか副町長。副町長はどういうふうに考えますか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

この入島税そして宿泊税、環境協力税、美ら島税、訪問税、いろいろな法定外税ということで、各離島でも検討されているみたいです。このことについては、私が観光協会にいた頃にもいろいろ話もありました。財源が少ない中で、いかにまた観

光客がオーバーツーリズムにならないように、その財源に充てることを目的に是非ともこれは設立していく方向で検討しなければならないと思います。近いうちにまた準備委員会も段階的に進めながら、検討してまいりたいと思います。おっしゃるとおり、奄美市の方でも宿泊税の導入を優先して検討されているみたいですが、やはり1つネックがございますのが、その航空会社にそれなりの入島税をお願いするに当たって、システムの改修に若干お金がかかるという話も聞いていますが、そこはまた具体的にいろいろ方向性を定められるよう、また協議をしてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ですから、そういう関連機関との交渉というのは皆さんの仕事ですから、是非積極的にひとつ訪問されて、実現できるように頑張ってくださいと思います。税を確保するということが、これからのやはり与論町の課題ではないかと思いますが、今、税収の問題もあるようですが税務課長はどう思われますか。

○議長（沖野一雄君） 久野税務課長。

○税務課長（久野泰司君） お答えいたします。

今、税務課で実施しています地方税の徴収が、まず99.5%ぐらいということで、徴収の方には大分頑張っているところですが、まだ0.5%の徴収ができないところもありまして、これは公平公正もありますので、是非徴収してまいりたいと思いますが、やはり財源不足ですので、いろいろなこのほかの税も考えていかなければいけないと思っているところです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 観光客はいろいろな方が来島されますが、その観光客にほかの町村で聞きますと、その100円というのは痛くもかゆくもないと、これはもう簡単に払えるものだということにおっしゃっています。ちなみに与論では5万人として、5万人×100円として500万円ですね。これが確保できるということになります。そういったことで、アイデアを出して工夫を凝らして、やはりそういったところを考えながら、徐々にやはり与論町の発展のために頑張っていかなければいけないと、私はそう思っています。是非、検討をお願いしたいと思います。ところで、海外ではガラパゴス諸島というエクアドルですが、その海外からのお客様を対象に入島税を適用しています。そしてまた新たに今年から観光税を導入する国はスペイン、タイ、イタリア、EUの4カ国のようです。そういった海外も取り組むということですので、是非ひとつ検討をしていただきたいと思います。これについて町長、再度お願いをいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員が御指摘いただいた入島税、さっき答弁では何かあまり積極的でないと、その積極的でないということではなくて、要はハードルが高い。例えば、もう本当に外海離島でこの船でしか与論島に行けないというのであればそこに乗せられるのですが、今、飛行機で鹿児島便、奄美便、琉球エアコミューターで沖縄便、そしてマリックスライン、A" L I N E、そしてまた各離島の与論だけではなく、沖縄本島を含め沖永良部島、徳之島、奄美大島がありますので、与論だけが入島税に手を挙げて、はい、その区間だけ頂きますというのは、なかなか今のところでは予想してハードルが高いなという返事で、でもその入島税、さっき副町長が申し上げたいくらいかの税を検討して、必ず負荷になっている部分のところは御負担いただくような考え方で進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。検討委員会を立ち上げます。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 是非、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、観光客の受入態勢の指導についてです。この案件につきましては、旅行業者や民泊業者からの要望の声がありまして質問をいたしました。現在、ヨロンSCが運営するB&G海洋センター、水泳プールや品覇の艇庫などでは監視員がいると思います。ところが、夏のシーズンに大金久海岸をはじめ、各海岸には監視員は私はいないと思っています。また、以前は監視船というのがありまして、監視船で監視したということをお私に記憶にあります。沖縄県では監視員などがいないときには、海水浴はできないということになっています。やはり監視員というのが必要であるということは、一日の天候が不良になったり、また事故を起こさないかというような監視が私は必要ではないかと思ひます。やはりこの観光立島である与論。夏のシーズンでも是非これを設置していただいて、ひとつ安心・安全な与論島のレジャーができますようお願いをしたいと思います。そういう点で、商工観光課長はどう思ひますか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 確かに観光客の方が海の方に行かれるときには、安全面を第一にしていきたいというのは当たり前だと思ひますが、以前、監視船が設置されたというのをお聞きしましたら、指定海水浴場にはその監視船を設置しないといけないということがあったようです。またその監視員の方をお願ひする、またこの海岸に設置するとか、そこら辺とかもまた検討していかないと、監視船の設置というのができないと考へていますので、これはまた財政面とか、いろいろな状況とかいろいろな場所とかありますので、そこら辺はまた検討してまいりたいと思ひています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 来年渚の交番が、何か観光施設が開業するようですが、そのときにその監視員などを設置するように、ひとつ強く指導していただきたいと思います。ですので、是非そういった監視員というのがやはり必要ではないかと私は考えていますが、今一度町長、見解を伺いたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員がおっしゃったとおりで、やはり海水浴、指定をしていなくても観光客が泳いでいたり、そののころにはその必要性は私自身も感じています。でも、松村課長がおっしゃったように、指定海水浴場でないと、監視船のそういう設置ができない。また、予算上でも今のところその監視船を置いて、何人か採用するという計上がまだ難しいのかなというところで今感じています。またヨロンSCで進めている渚の交番事業においては、そのライフセーバーみたいな感じで、その期間いろいろなアクティビティをする中で、そういう設置がまた連携して取れば、そっちの検討もしてほしいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 是非、監視員、監視船をひとつ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、早いようですが、3番目の台湾有事を念頭に置いた住民避難対策についてです。少し突っ込んで追加質問したいと思います。まず初めに、先般の国会におきまして、安全保障や防衛力の予算審議がなされています。2023年の予算は約6.6兆円、そして2024年の防衛費予算は7.7兆円を計上しています。2023年から5カ年間では4.3兆円の予算を計画して、防衛力の強化整備をしていくという予定になっています。また、国民保護法につきましても、平成16年には通常国会で成立した国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を守り、国民生活等に及ぼす影響が最小とするための国、地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。最近では、政府は台湾有事を想定したシミュレーションをしておりまして、中国軍の陸・海からのミサイル発射や、一方ではその中国軍は軍事演習を強化して、確実に現実味を帯びてきているようです。また、台湾は中国の一部であると明言しており、台湾の世界最大の半導体メーカーTSMCの企業を支配して、経済安定化をさせたい思惑のようです。このようなことから、異例の3期目に入った習近平国家主席は、2025年から2027年までに台湾統一を成功させるように指示をしたと言っています。したがって、中国の台湾進出は、近隣の沖縄や与論まで影響を及ぼす恐れがあります。米軍が戦争に加われば、沖縄の米軍基地や自衛隊基地、石油基地など

ミサイル攻撃の標的になると思います。もし台湾有事が起こった場合は、全島民が島外に避難するために、民間の旅客機やヘリ、海上自衛隊の輸送船、それから陸上自衛隊の輸送ヘリで搬送させると想定されると思います。こうしたことを踏まえて、離島防衛のためには、与論の玄関口である与論港や空港の整備が喫緊の課題であるということですが、今現在、町長が考えていらっしゃることを是非お聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員から質問なされた問いに答えますが、私自身としては台湾有事はあってはならない、ないほうが当然いいという、でも、対岸の火事ではない。ウクライナがああやってロシア侵攻がありますので、当然、中国が台湾を統一しようとするのであれば、おっしゃった2025年から2027年の間で起こるのであれば、私は与論だけではなく奄美群島も全部巻き込まれて、政府の方では熊本県そして鹿児島県、山口まで含めた、先島諸島の与那国、観光客も含めた12万人の移動を鹿児島県とか九州管内に受け入れの要請を官房長官が行ったというところで、その条件が沖縄本島、宮古、石垣、あと奄美群島の島民住民は移動しないという条件で先島の10万人を移動する。そのときにはどういう判断をすべきか、首長としても考えておかなければいけないというのは、その念頭に置いています。先ほど質問された港湾、空港においては、今の港湾をどのように強化すべきか。供利地区、供利港、そして茶花地区、茶花港のそういう有事に対しての検討としても、そっちの方までは今は検討しておりませんが、今質問を受けて検討したいと思います。そして、あとは滑走路においては、先ほど述べました安全地帯（RESA）の確保は、必ず令和8年度中までには着手しないといけないので、そこは早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 町長のお考えとしては、まだ検討はしていないということですが、県の調査というのを視野に入れて、また県にもお願いはしているとは思いますが、いつ頃からその調査は入りますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） いつ頃というあれは、まだ私の方では、建設課がお答えすると思います。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

鹿児島県は今年度で深淺測量、要は、港のあそこの港湾地区の中の浅いところ、深いところの調査を今年の委託でやっています。それはあくまでも港湾を管理する

ための調査であり、また鹿児島県もそういう感じで進めてはいるところです。また、岸壁の整備についても防舷材とかエプロンの打ち替えとか、なるべく使いやすいような今できるところをやっていこうと進めています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今までは抜港や条件付き、そういったことから調査をするということでしたが、今後はやはり万が一の危機管理体制、つまり港を利用した避難というのも視野に入れて考えていかなければならないということで、私は質問をしたわけです。ですので、港湾の喫水の高さも約12メートルぐらいないと、その自衛隊の護衛艦あたりが入港できません。だから、そういったことも考えながら既存の本当の今の港でいいのか、あるいはまた供利地区においてのいろいろなその潮流や風の向きですね。そういった今までの調査も考えながら、やはりその県の方々にも是非そういったことを訴えながら、調査ということも少しは皆さんもちゃんと立ち会いをしながら、また前向きにこういう万が一のときの避難をするための港も、やはりあわせて考えていかなければいけないと思います。そういうことも考えて私は質問したのですが、これからはやはり港のあり方、港のそのいろいろなものに対しての対応の仕方も考えないと、例えば前回からお願いしている新しい港、新岸壁も視野に入れて、これからやはりどのような形で将来に向けて港を建設していくかということも考えながら、ひとつ是非頭に入れていただきたいと思います。そういうことに関して、町長もう一回、ひとつ見解をお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員のおっしゃった国土強靱化ですかね、そういった範囲でも今までの新岸壁、新港においては、条件付き、抜港の数が多いということもありましたが、またここに言葉が変わって国土強靱化というと、また新たなそこは今度は国の防衛とか県だけでなく国が絡みますので、そこは慎重に。というのは、マスコミがすごく、感じ方でそういう報道等で何かここに基地を想定したとか専守防衛みたいな感じで、先にそういう国防という観念で捉えますと、また報道の仕方が変わってきますので、そこは丁寧に慎重にしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 実はこの国防につきましては、やはりいろいろな国民保護法に基づいた防衛のためのいろいろな整備をする必要があるということで、近隣の沖永良部の和泊町、知名町の両町は、議会が一体となって町長それから国土交通大臣、あるいは農林水産省、鹿児島県知事に要望書といいますか、いろいろなのを8月に提出をしています。その内容をちょっと私持ってきました。読み上げたいと思います。「国民保護法に基づく国境離島防衛のための空港及び港湾、漁港施設の機能強

化に関する要望書」ということで、これを和泊町議会議長永野利則あるいは知名町議会議長福井源乃介というふうになってございます。「私たち和泊町議会と知名町議会は、国民保護法に基づき国境離島の防衛を確保するためにも、空港及び港湾、漁港施設の機能強化を図るため、下記のとおり要望いたします」ということで、「沖永良部空港の滑走路の延伸について、国境離島の防衛については、敏速かつ効果的な航空機の運用が不可欠となっています。国民保護法に基づき国境離島の安全確保と島民の生命・財産の保護に資するため、緊急時の物資輸送や避難時の人民輸送の敏速化を図る必要があります。このようなことから、沖永良部空港滑走路の延伸を行い、大型航空機の運用を可能にする環境整備を強く要望します」ということです。それから「知名町漁港及び伊延港の機能強化について」です。「国境離島の防衛については、海上からのアクセスも重要な要素となっています。国民保護法に基づき国境離島の安全確保と島民の生命・財産の保護に資するため、敏速かつ大量な物資の輸送と有事時の円滑な避難活動を図るために、このようなことから有事の際における国民保護法を可能にする両港の港湾・漁港施設の整備と機能強化を強く要望します」ということで、両町からすでに8月に国土交通大臣とか農林水産省あるいは県知事に要望書を出しています。そういうことで、この機会に私は皆さんにこのように和泊町、知名町は頑張っていますということを、私は町長に申し上げたいと思います。どうですか町長、こういうことについてどうお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の問いにお答えいたします。

8月の段階で沖永良部島では、両町がそういう国境における緊急時のことでの対応、それはもちろん与論においてもそういうことがあれば、また要望していかなければいけないとは私も感じてはいます。でも今実際にお答えしたとおり、既存の港である供利地区、茶花地区の方を考えて、今の問題は与論町滑走路端安全区域（RESA）をどうしても確保したい、負荷のないようにしたいと思いますので、そっちの方は早急にまた対応してまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 港湾については、是非、防衛強化のための整備ということで頭に入れていただきたい。そして、今町長がおっしゃる空港の拡張につきましては、先日県からの説明会があったと思います。そのときのことをいろいろな方々から聞きますと、急に来島して来られて説明してもあまり納得がいかないということで、私は聞いていますが、その件につきましては建設課長はどう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

一応、工程としては9月の半ばぐらいに説明に伺いたいということで、鹿児島県の方からは打診はされていました。その中で、いや、ちょっと9月は町長が入れ替わるので、新しい町長になってからやってくださいということで、申し入れをしまして10月16日まで延ばしていただきました。どうしても町長がおっしゃるとおりに、滑走路端安全区域（RESA）は、これは確実に進めていかないといけない事業だと思っています。そのために一番最初のその説明会のときに、ちょっといろいろなごきごきがあるといけないので、ちゃんと町長、副町長、総務企画課長、ちょっと自分は私用で島外にいたものですから参加できなかったのですが、建設課からも2人、ちゃんと与論町もバックアップしますよというようなものをちゃんと見せまして、そういうことで鹿児島県の説明をしていただいたところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） だから、その地権者の方々はまだ納得されていないようですから、その皆さんのまた説明会というのは今後開く予定がありますか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 今回は取りあえず基本計画といいまして、どこにどのようなところ、地籍を調べてボーリング調査、その辺のところを全部踏まえて、次に実施計画ということになってきます。その実施計画が決まった時点で、もう1回ちゃんと島民又は地権者の方にはもう1回説明をしまして、こういう感じでこういうふうなこれだけの土地で延ばしますよという説明はするように、工程は組まれていると思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） できれば、早めに開催したほうがいいと思います。恐らく代替え地も出てくるだろうし、それからいろいろなお金の件も絡んでくると思います。そういうことも何かあるようですので、その件について町長はどう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員からおっしゃられたように、そうですね、早急に対応しないといけないというのは重々。私も今、裾分課長がおっしゃったように、最初9月の中旬に事業説明をしたいということで、それは県だけの説明会をするということで、いやいや是非、私、町長自ら矢面に立って交渉しないといけないということで、県の方としても事前調査で、拡張ありきなのですけど調査だけをしたというその旨の説明ということだったので、地権者からは何か調査のためだけにどうのこうのという御不満の意見があったということは、林敏治議員がおっしゃるとおりの不満があったということで、でも実際には、脅しをかけるわけではないのですが、それがもし地権者の反対があってRESAが確保できなければ、今の既

存の滑走路から内に100メートル削って、滑走路が短くなるわけです。そこだけはどうしても避けたい。そういう旨の説明をしましたが、だからといって地権者の大事な土地をないがしろにするわけにはいかないの、今おっしゃった代替え地にしろ補償にしろ、また丁寧に答えていかなければいけない、またその準備段階も含めて県とまた連携を取りながら、早急にまた対応してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 地権者の方々あるいは全町民にわかりやすく、やはり説明をしていただきたい。また特に私からいつも自衛隊のことばかり質問していますが、やはり私たち与論島にとっても、自衛隊のおかげさまでいろいろな救助なり避難などをお願いしないといけない立場もありますので、そのエプロンの拡張を是非ひとつお願いをしていただきたい。自衛隊のその輸送ヘリというのが、両方に羽があって下りてきますけど、あれは大体55人乗りなのです。55人乗りのヘリでCH-47Jというのがあるのですが、そういうヘリが下りられるようなエプロン拡張であったり、また近年はオスプレイが故障で下りたり、いろいろ大変な危機にさらされていますので、是非エプロン拡張は必ずひとつ検討どころではなく、すぐ早急に住民説明でもされて、そこまでされてやはり早急に解決する必要があると思います。ですので、町長に対して私はその自衛隊のあり方、自衛隊の認識というのほどまで持っていらっしゃるか、それを最後に聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の今の問いにお答えいたします。

いわゆる駐機場、エプロンに関しては、今のところ県の方には正式な要望はしておりません。まずは安全地帯（RESA）だということ、でもそれが決まり次第、建設課とも話していきまして、すぐにいわゆるエプロンの方をまずは広められる地権者に対して了承を得たいというところ。自衛隊に関しましては、本町には自衛隊の基地がございません。でもさっき言ったいろいろな有事の際には、いろいろなまた医療、急患が出たときも自衛隊というのとはなくてはならない手段ですので、そこはもう大事にしてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 是非、新しい町長の門出をお祝いし、そして今後の与論町の発展のために、是非積極的に頑張ってくださいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで3番、林敏治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。昼食のため、午後の会議は午後1時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、吉田剛君の発言を許します。

1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） よろしくをお願いします。

1 障がい者のためのサービス事業について

(1) 現在、町内では障がい者のためのサービス事業者が少ないため、実際に利用できるサービスが極めて少なく、障がい者を持つ家族は島外施設を頼り、費用負担も重くのし掛かっているのが現状です。町の障がい福祉サービスの問題について、どのような考え、政策をお持ちか伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田議員の質問事項1の障がい者のためのサービス事業についてお答えいたします。

島内の障害者施設運営状況につきましては、訪問系サービス事業所が1カ所、日中活動系サービス事業所が2カ所、居住系サービス事業所が1カ所ありますが、居住系サービス事業所は定員に達しており、今後の対策としては、在宅で過ごせる支援の強化を図るため、新規事業者を含めた支援のあり方について協議を行ってまいります。

また、島外の施設利用者に係る支援として、現在、与論町障がい者等福祉施設等入所等面会旅費補助事業により、入所されている施設へ面会に赴く御家族に対し、年6回の旅費補助を行っています。

今後、障害者自身や家族の高齢化に伴うさまざまな課題が予想されることを踏まえ、障害福祉計画は3年ごとにニーズ調査を実施し、見直しを行っています。

今年度は第7期の計画策定の時期になりますので、計画の進捗管理を行う与論町障がい者自立支援協議会において、住民視点、当事者視点、専門的視点からより効果的な施策の推進を図ってまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） 大変恐縮なのですが、勉強不足なところもあり、ちょっと教えてほしいところがあるのですが、与論町障がい者等福祉施設等入所等面会旅費補助事業について、少し詳しく教えていただけませんか。どのくらい活用されて、年6回旅費補助をどれくらい使われているかというのを教えていただけたらと

思います。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 与論町重度障がい者（児）訪問施設等の面会旅費助成の交付については、議員の方にも当初9月の議会のお渡ししたかと思うのですが、福祉サービスの概要の方に載っております。障害者福祉施設、精神科医療機関、児童福祉施設及び特別支援学校に入所・入院又は入寮している者の家族等（3親等以内）及び後見人又は補佐人が、当該者を訪問するための費用の一部を町が助成し経済的負担の軽減を図るということで交付させていただいてまして、沖縄や奄美に関しては2万円を上限にしています。年6回まで利用。その他の地区に関しては3万円としています。利用状況としましては、昨年度の利用実績が53件で、122万円支出しています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。それでは、この私の質問の背景について、まず御説明いたします。少し前に障害児を持つ方からお話を聞いてほしいと連絡があって、この話を伺いました。その後、その家族の会であるその御夫婦とコダマイサオさんとニシダケンイチさんを含めた4人でちょっとお話をさせていただく機会がありまして、この一般質問に至ったところです。今現状として、先ほど午前中に南議員もおっしゃっていたので重なるところがありますが、なるべく重複しないように進めていきたいと思っているのですが、秀和苑の利用者の家族の希望についてアンケートを採っています。生活介護の利用者数が14人、就労B型の方が34人、入所中の生活介護者が5人、就労B型が5人、入所希望の方で生活介護の方が5人、就労B型の方が4人、在宅希望の方で生活介護の方で1人、就労B型の方で14人というアンケートを、ちょっと前の話なので今はちょっと誤差があるかもしれませんが、こういったアンケートをいただきました。その中で、アンケートをまた新たに採っています。ちょっと御紹介をしたいのですが、「与論町の障害者とその家族の未来を考える」というアンケートで、「与論町の障害福祉サービスの問題について、御家族の皆様の意見を聞かせてください」というようなアンケートを採っています。「やはり親亡き後のことを考えるとどうなるんだろうと不安に思います。」「安心して暮らしていける環境ができればありがたいと思います。」「生涯住みよい与論町であってくれたら嬉しい限りです。」「親兄弟が同居して、元気なうちはいいが、配偶者が島外出身でそちらの家族に何かがあったとき、島から出ていけないといけないときなど急な事態が起こったとき、一時預かりのショートステイがあるだけでもとても助かると思います。」という意見ですね。あと1人でお母さん、お兄さんのダブル介護をしている方からの意見です。こういったものがあればいい

と言っています。「家族単位での相談窓口があると助かります。」「ショートステイや家事代行サービスがあると助かる。」ということですね。あと「老人施設などは増えているのにと、正直思います。せめてショートステイがあれば、親として切実に思います。」ということです。主に、このショートステイ型を希望される方がすごく多いようなのですが、このアンケートを聞きまして、率直にまずは町長と教育長にお伺いします。このアンケートを聞いてどのように思いますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田議員の問いにお答えします。

率直に今御指摘のあったお話を聞いて、やはり一時預かり、そこは本当に重要なところではないかなと、率直に思いました。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。いろいろな面から、その実情というか実態の生の声を聞いていくというのは非常に大事なことだと思いますし、また、そういった方々がそういう意見というか考えを自由に言える場というか、そういうのが必要だと思いますし、そういった意味では、学校等の場合は担任だったり窓口等であると思いますが、その教育の分野に関しては学校に入る前の段階だったり、それからまた大人になってからだったりという部分で、総合的にそういった部分は常に聞いていかないとまたそのニーズも変わってくると思いますので、そういう今の現状、生の声というのを聞きながら対応していくというのは大事だと考えています。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。そういった中で、ちょっと問題となるところが人材の確保とかが結構重要視になってくると思うのですが、あとは施設の建設に当たる費用だとか場所、与論町はやはり土地が狭いので、何かしら建てるにしても土地が狭いので、場所を探すのも大変ですとかあると思うので、ちょっと御紹介したい事例があるのですが、町長、富山型デイサービスというのを御存じでしょうか。検索するとすぐ出てくるものなので、簡単に御説明したいと思うのですが、認知症高齢者グループホームと障害者グループホームとでは、今までは制度上基準等が異なっておりまして、これまで両者を一体的に整備するという事例はほとんどなかったのですが、富山県の方で富山デイサービスというのが始まりまして、両者を一体にしてできるサービスというのが富山であるみたいです。これによって、何が言うことがあるかということ、小規模ということで家庭的な雰囲気の中で利用者が自然に過ごせる場所や、個々の状態にあわせてきめ細かい介護が受けられる。あと、お年寄りが小さな子供を見守ったり、障がいのある方がスタッフのお手伝い

をすることができる。結構いいこと尽くしだったりするのですが、それ以外にも徘徊を繰り返していた高齢の方が、毎日来る赤ちゃんを見て徐々に落ち着き始めたり、会話が自然になるなど、こういった富山型のデイサービスにはさまざまな相乗効果が生まれたそうです。実際、この富山型について与論町でも実現可能かどうか。また、難しいのであればその理由があればちょっとお聞かせいただきたいのですが、町長、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 専門に認知症、どこまでのあれとしても私も勉強不足なので、さっき言ったのは富山県の富山型でよろしいのでしょうか。すみません、勉強不足で。認知症と障害を持った人たちが、一緒になっている施設があるという、お互いがどこかで補えるという、そういうシステムのところでしょうか。与論の中でも可能であればそういったところで、WIN-WINの関係になれば、そういう施設は検討する必要があるのではないかと、今の吉田議員の発言をもって感じました。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。実際その御相談に来られた方々も、そういうふうにはできればいいのではないかなと言っておりまして、与論病院の高杉先生にもお話を持っていったことがあるそうで、1室そういったところも利用可能だという話もいただいているという話を聞いています。いつになるかはちょっとまだわからないのですが、楽園荘さんでもそういったことを今後やっていくという、以前までは宿泊事業者だったと思うのですが、そういったところをもうやめて、そういった介護だとかグループホーム的なところをやっていこうという話をしているみたいなので、そういったところでの補助ですとか支援とかいうのも、与論町障がい者自立支援協議会において、話し合ってみてはいかがかなというふうに思った次第でした。いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田議員が質問されたところにおきましても、さっきの情報も楽園荘さんの方でもそういった在宅介護みたいな、あと障害者等ですかね、というような情報は入ってくる、それに対してのすぐにどういった支援があるかという議論はまだしておりませんが、先ほどおっしゃった与論町障がい者自立支援協議会において、どれだけの予算規模でどれだけまた支援ができるかというのは、担当課を通じてまた検討してまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。多分町長の掲げる一丁目一番地である子育て支援にもつながってくるのかと思いますので、その辺の協議会において話

を進めていただけたらなと思っています。

私からは甚だ簡単ではございますが、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで1番、吉田剛君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。本日最後の質問になりましたが、どうぞよろしく願いをいたします。質問に入る前に、遅ればせながらですが、田畑克夫町長、初当選そして町長御就任誠におめでとうございます。町民の新町長への期待も大きいものがありますので、しっかりと頑張ってくださいと思います。また、去る10月1日には山下哲博副町長、中山義和教育長が就任され、執行部の新体制も整いました。お二人ともすばらしい経歴もさることながら、人格、識見共に申し分ないものを備えており、今後の御活躍を心から期待いたします。新執行部による町政運営が滞りなくスムーズに行われ、本町の発展に大きく寄与することを心から願っています。

それでは、令和5年第4回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 宿泊税の導入について

(1) 2002年10月に全国に先駆けて東京都で宿泊税が導入された。あれから20年余り経過したが、現在宿泊税を導入しているのは3都府県と6市町であった。ところが近年宿泊税導入の動きが全国的に広がっており、北海道では23の市町村が導入予定または検討中となっている。近隣でも沖縄で導入の検討がされており、奄美群島内でも奄美市が積極的な検討を進めている。本町でも、導入に向けた検討を始めるべきだと考えるが、町長の見解を伺いたい。

2 「生理の貧困」への対策について

(1) 鹿児島県は6日の県議会決算特別委員会で、7月現在、県内23市町が学校や公共施設で生理用品を無償提供するなど「生理の貧困」に対処する予算を組んでいると明らかにし、昨年7月時点の9市町から大幅に増えたとの新聞報道があった。「生理の貧困」については、2年前の一般質問でも取り上げて対策をお願いしたが、本町でのその後の取り組み状況はどうなっているのか伺いたい。

3 公共施設や学校のトイレの洋式化とトイレの改修について

(1) 2年ほど前にもトイレの洋式化を要望した。その後の洋式化の進捗状況

はどうなっているか。また、なかなか学校のトイレの改修が進まなくて困っているとの話も聞いたが、改修は済んだのか伺いたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大田議員の質問事項の1、宿泊税の導入についてお答えいたします。

観光は観光産業だけではなく、幅広い地域経済への波及効果が期待できる産業ですが、一方で観光客の来訪に伴い、住民生活や生活インフラ、環境などへのインパクトを与えることも指摘され、過度に観光客が訪れることにより生じるオーバーツーリズムも各地で問題化しています。本町といたしましては、基幹産業である観光産業の振興・誘客に引き続き注力するとともに、それにより生じる負のインパクトを軽減するための新たな財源についても、あわせて検討していく必要があると考えています。

本町においては、令和3年度に策定した観光振興計画において、新たな観光財源としての法定外目的税等の検討・導入を掲げており、関係機関や役場関係部署での検討会や勉強会を開催したところです。

宿泊税については、入島税などと異なり、住民負担が伴わず、地域外からの来訪者に負担いただける一方、徴収に当たっては宿泊施設への負担が大きくなることが懸念されます。

しかしながら、来訪者にも一定程度の負担をいただく新たな観光財源の確保については、本町の観光振興を図る上で必要な重要課題であると認識しています。

今後、鹿児島県や近隣市町村の動向や他自治体の先進的な事例等の情報収集に努めつつ、宿泊税を含めた法定外目的税等の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 大田議員の2番目の「生理の貧困」への対策についてお答えいたします。

本町においては、昨年度から「生理の貧困」の対策を実施しており、県から支給された生理用品を3小1中学校に配付したことに加え、中学校のみ実証事業の予算を措置し取り組んでまいりました。

また、今年度は県からの生理用品の支給がないため、小学校費及び中学校費に予算を措置し、各学校のトイレや保健室にBOX等を設置し、「生理の貧困」の対策を行っています。今後、各学校のニーズに応じて対策等を検討してまいりたいと思います。

続きまして、3番の質問である公共施設や学校のトイレの洋式化とトイレの改修についてお答えいたします。

学校のトイレの洋式化について、令和3年9月時点においては、小中学校114基中26基が洋式トイレとなっており、洋式トイレ設置率は約22.8%でした。令和5年9月時点では、113基中37基が洋式トイレとなっており、洋式トイレ設置率は約32.7%となっています。

また、社会教育施設のトイレについては、現在50基中31基が洋式トイレとなっており、洋式トイレ設置率は約62%となっています。

今後も、各施設の修繕等の状況も見ながら洋式トイレへの改修を進めてまいります。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それでは、二、三再質問をさせていただきます。答弁の中で、令和3年度に策定した観光振興計画において、新たな観光財源としての法定外目的税等の検討・導入を掲げており、関係機関や役場関係部署での検討会や勉強会を開催したところだという具合に答弁がありますが、これはいつ頃その検討会、勉強会は開催されているのですか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらは観光協会をもとにしまして、各関係者の方々をお呼びしまして、令和3年度に相談はしています。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 一通り話し合いを進めたというところで、現在はストップしているというような状況なのですかね。そもそも宿泊税とはどんな税なのかというと、御存じのとおり、地方税の中の法定外目的税の1つであり、ホテルや旅館に宿泊する宿泊者に対して、宿泊料金とあわせて課税をされる税ということです。これはもう皆さん御承知のとおりです。東京で石原都知事の時代に初めて導入された税なのですが、14、5年経って、ようやく大阪市がその後導入をしています。その後、京都市、金沢市、北海道の倶知安町、福岡県や福岡市、北九州市と続き、本年4月に長崎市が導入をしています。現時点での導入済みの自治体はこの3都府県と6市町、計9自治体となっています。このようになかなか進まなかったのですが、ここに来て導入の検討の動きが全国的に広がっています。町長はこの全国的な導入の検討の広がり、こういった要因があるとお考えでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大田議員の質問にお答えします。

多分東京都の石原都知事は、まずはその東京都に入る人たちの宿泊に対して、1

00円ということで私は認識しています。当初は大きなインパクトがありましたが、100円という金額があまり負荷にはならないような印象で、大都市ですので何百万円から何千万円規模の宿泊数だから、それをシステム化してももう金額が大きいので、それなりの収入があると。でも与論の場合、先ほど午前中の質問でもありました入島税に関して、例えば東京都みたいに与論が100円ですと、5万人に100円で500万円を収入として得るためにかかるシステムとか、いろいろなことが500万円以上かかったりするわけですね、まだ試算していませんけど。そういうことも検討しながら、当然検討しているわけですので導入して、その金額をどれくらいにするのか。宿泊税ですと例えば1万円以下だと何百円にするとか、以上だといくらにするとかという、その料金設定のところの検討が入るのかなという認識です。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先行事例を申し上げますと、東京都の場合は、1万円未満は課税されておりません。そして1万円から1万4999円までが100円、1万5000円以上が200円という具合な設定になっています。それから大阪府の場合は、7,000円以上に課税をしていて、7,000円から1万5000円未満が100円、1万5000円から2万円未満が200円、2万円以上が300円となっています。京都市の場合は、非課税のところはなくて、1万9999円までは200円、2万円から5万円未満が500円、5万円以上は1,000円となっているようです。それから石川県の金沢市の場合が、2万円未満で1万9999円までが200円、2万円以上は500円となっているようです。北海道の倶知安町の場合は、宿泊料金の2%となっています。福岡県の場合は、福岡県も課税しているし、また福岡市、北九州市もあわせて導入をしているようです。ですから、福岡県の場合は、1人1泊当たり2万円未満で200円、それから2万円以上は500円。福岡県に泊まった場合は全部これだけ取られるわけなのですが、福岡県の福岡市の場合は、宿泊料金にかかわらず200円いただくのですが、そのうちの50円が県に納入、150円は地元の福岡市。北九州市の場合も同様のようです。現在は、福岡だけが県と市と両方が導入しているようです。また、今後は北海道でもいろいろな市や町が導入の動きがあるようですが、北海道そのものも導入する方向で今検討されているようです。あと長崎市の場合が、1万円以下が100円、1万円から2万円未満が200円、2万円以上が500円というようなことで、その地域地域にあわせた形での料金設定が必要ではないかと思います。あくまでも、これは全体的な普通の税金として頂くわけではなくて、頂いた税金は全て観光関連に活用していくという趣旨の税金となる、それは決め方次第なのですが、今までの場合全部そうい

う形になっているようです。今現在、導入している地域の導入の目的が、やはりみんな観光関連のものに充てるためということなのですが、東京都の場合は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるためとなっており、平成14年10月1日に導入しています。大阪府が2番目に導入したのですが、平成29年1月1日、大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。このように、各市や県も全部観光目的、観光を振興するためということで導入をしており、なかなか観光関連の予算が取りにくいところでも、そういったことで観光の関連の施設を充実させるとか、いろいろな形でどうすれば観光客に喜んで来てもらえるかというような施策に充てるためということが、目的となっているようです。ですから、是非とも今まで見た形でも観光に非常に力を入れている地域とか、なるほど向こうだったらそういう観光が強いなとかという、そういうところこそ導入しているような感じがあります。あまり観光に無関心なところは、全くこういったものには目を向けていないようですが、そういった意味でも与論町の場合は、ずっと観光というのは非常に大きなウエイトを置いてこれまでしてきたし、これからもまた観光には力を入れていかななくてはならないということであれば、やはり前向きに導入を考えて、そしてもちろん宿泊施設の人には負担がかかると思います。負担がかかるのですが、負担をかけて頂いた税収というのは、また全て観光関連で還元されるということで、それがうまく回っていったらいいのですが、それで観光客にも喜んでもらうような使い方をしてもらえればいいのではないかと思います。是非とも町長、さっきの最後に「鹿児島県や近隣市町村の動向や他自治体の先進的な事例等の情報収集に努めつつ」とあるので、右へ倣えではなくて、前向きに自分たちが率先して引っ張っていくような形での導入をあえてやっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大田議員の質問にお答えします。

本当に背中を押していただける御発言で、大変ありがたく思っています。やはり入島税も、いろいろなその税の法定外目的税というところで、ネーミング等も考えなければいけないのかなど。これをまた宿泊税、入島税という、何となく観光のイメージでまたせつかく与論に来たいのに、たかがこの金額のいくらかの数字によって行くのをやめたり、印象が悪くなるということも考慮しながらですね。積極的に、奄美群島大きな有人離島の中で、喜界と与論は1島1町ですので、その入島税にしる、宿泊税にしる取りやすいのかなど思っていたりもしていますので、先

行事例にあわせてではなくて、前向きに検討して、早期にこの何らかの形で島に入るところの税が導入できますように頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 使途の一例を申し上げますと、例えば京都市の場合、観光周辺のトイレの洋式化ですとか、トイレ清掃とか維持管理、周辺の道路整備ですとか、また京都なんかの場合は外国人のお客様も多いと思いますので、いろいろな通訳の関係ですとか、そういったものまで含んだ形で利用されているようです。また、いつも言われているW i - F iの整備ですとか、そういったのにも充当してよりコンパクトな形で、与論の場合は島が小さいですので、全域W i - F iが使えるような環境整備とか、そういったものも目標にしながら使っていけばいいのではないかと思います。いろいろな形でのこれまで使われた例も示されていますが、いろいろなものを検討しながら、是非とも積極的に前向きに取り組んでいただきたいと思います。幸い町長も副町長も、観光協会長経験者でもあるし、観光関連には非常にこれまでの取り組みの実績もあらわれるわけですので、商工観光課あたりとスクラムを組んで、何とか前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。新聞報道によりますと、県の決算特別委員会で、23の市町は予算化されて「生理の貧困」に対する取り組みができています。去年は9市町だったのが大幅に増えたというようなのがあったのですが、実は、その小さな記事だったのですがそれを見た後に、「生理の貧困」でちょっと検索してみたら、今年4月1日時点で、各43市町村の中で10市町村はその取り組みが実施されていないという白い地図になっていたのですよ。そして、残りの33市町村は予算化がされているというのがあったので、もちろん与論町は取り組みしているのだろうということで、ちょっと見てみたら空白になっていて、与論町は実施されていないというような形のものがあったのですが、予算化はしていなかったのですか。どんなだったのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 去年は、県の方から支給されてということで、中学校だけ特別にプラスして付けた分があるのですが、今年度は県からの支給がないということで、各3小学校1中学校の方に1校当たり小学校は4,000円、中学校は1万1000円、あわせて2万3000円を計上して、今予算化して令和5年度は進んでいるところです。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その予算の組み立ての仕方なのですが、どんな形で計上されているのですか。まさかどこかの消耗品みたいな感じで組まれていて、表には出ない

ような形で、実際はちゃんとされてはいるのだけれど、表向きはそういった予算化にカウントされないような形になっているのかどうか。その辺ちゃんと表に出るような形でやっていただかないと、何かそういったものに無関心な町と思われたりしたのではいけないと思いますので、その辺はどうなのか。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 今、大田議員からおっしゃれたとおりでございます。項目では分けていなかったと思います。結局、消耗品の中からの支出になっていると思います。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 何かそういった関連の調査とかはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。こういう地図に、やっていないところというのがちゃんと出てくるのですよね。こうすると大体やっているはずなんだけどなと私も思いながら、これだとそういうものには無関心な町と見られてしまうので、是非ともちゃんとこれに実施町村となるような形の予算の表現の仕方をしていただきたいなと思ってなのですが。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） わかりました。一応また担当にも確認をして、もしそういうふうな形を出していなければまた出せるように、お示しできるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 是非ともその辺よろしくお願ひしたいと思います。それと以前も、是非ともトイレの中に設置してほしい、配置してほしい。保健室ではなくて、保健室も必要だとは思いますが、手に取りやすいようなところ、気兼ねなく取れるところ。結構保健室にもらいに行くのもハードルが高いようで、いろいろなアンケート調査なんかからすると、非常に恥ずかしくて行きづらいとか、そういう結果が出ていますので、是非ともその辺は徹底して、トイレもその個室の部分と表の手洗いの部分とかいろいろあるようですが、誰にもわからず自然にできるようなところに設置をするということを、是非とも今後は着実にやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。また大田議員の方からもそのような要請等もあり、学校そして委員会の方も予算を付けてやっているところですが、学校の方に聞きますと、非常に好評でありがたいということで、では足りていますかということで、もし足りていなければ、また充当しないといけないなと思ひながら

聞いたところ、在庫的には不足していないということで、もしまたそういったところがあれば言ってくださいということで、学校の方とは連携しているところです。今、大田議員からもあったように、学校の方ではトイレそしてまた保健室、どちらでも取れるようにやっているところだと聞いていますが、またそこら辺はしっかりと連携を取りながら、今のような御意見を大切に誰もが使えるような形を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ところが、与論ではないと思うのですが、生理用品を学校に設置すると子供たちがだらしなくなる、また学校がそういったものを準備して置いたりすると、そういう学校なんだということで、評価が下がるということをおっしゃる先生もいらっしゃるそうです。そういったのは多分ないと思うのですが、実際にそういう意見もまたあることはあるそうです。ですから、本当に困っていて、それすらも準備できないような子供たちをいかに救おうかではなくて、学校の対面ですとか、そういったことでそういうことはしないほうが良いというような先生も中にはいらっしゃるというようなデータもあるようですので、その辺はしっかりと、困った子供たちを助けるということを基本にしながらやっていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。それと総務企画課についてお願いなのですが、災害とかの備蓄で食料とかそういったものは確保しなければいけないみたいな形で、いくらかそんなに多くはなくてもやっておられると思うのですが、その中でも生理用品なんかも、本当に災害になったときにはあまり目立たない形ではあるのですが、非常に必要なものということで、備蓄の方もいくらか備えていくようなことも検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ありがとうございます。是非、確実に準備して、いざというときにも出してまいりたいなと思っています。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） よろしく願いいたします。

それと次に移りたいと思いますが、トイレの洋式化というのがお願いをされていて、大分進んでいるなという感じはあるのですが、これは是非とももっと積極的にやっていただきたいと思います。社会教育施設が62%なのですが、まだ学校の方は32.7%という具合に後れを取っていますので、この辺もまた予算の関係もあるとは思いますが、是非とも積極的に進めていっていただきたいと思います。コロナの時代のときも蓋をして流すと飛散が少ないということで、そういう話もあったと思います。和式よりは洋式の方が、そういう感染防止の対策からも必要だとい

うようなデータもあるようですので、是非ともやっていただきたいと思います。それと、最後のあれで私の質問では、進捗状況はどうなっているかの後に、またなかなか学校のトイレの改修が進まなくてというような後段があったのですが、それに対しては答えがなかったのですが、多分済んでいるとは思いますがどんな状況なのでしょう。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

いろいろ修繕をしなくてはいけないトイレがまだ各小学校とかにありまして、その辺については業者をお願いをしながら、今進めてはいますが、なかなかスピード感がなくて業者さんの都合もあったりして、お願いできるところでちょっと御迷惑をおかけしているところはあると思います。また、予算の関係もありますが、今度のまた補正にも修繕の方の予算を上げさせていただいていますので、またその修繕費を使って修繕できるところは修繕して、洋式の改修までにはちょっといけないとは思いますが、修繕できるところは修繕してまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 私が今言っているところは、予算も確保できて準備もできているのだが、なかなか業者がお願いできなくてというような話をちらっと聞いたことがあったので、その部分がもう改修ができたのか、済んだのかというような話なのですが、その辺はどんなですか。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 改修できている部分もありますし、まだ全然できていないところもあります。すみません。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それは是非とも、特別に子供たちのことだからということで、学校のことだからということで、一言も二言も念を押して、無理なところをお願いするようですがと言いながらも、確実に早期にできるようによろしくお願ひしたいと思います。その辺はもうお願ひです。全部予算化もされて準備もできているのだが、なかなか業者にお願ひできないどうのこうのという話を聞いたのは、私も1年ぐらい前なのです。それで恐らくもうそれは改修をしたのだろうという想定のもとに、今ちょっと確認のためにやったのですが、それでもまだ滞っているということであれば、是非とももう一度、押し倒してでもやっていただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後 2 時 31 分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 32 分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 5 議案第 54 号 与論町立こども園新園舎建設基金設置条例

○議長（沖野一雄君） 日程第 5、議案第 54 号「与論町立こども園新園舎建設基金設置条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 54 号、与論町立こども園新園舎建設基金設置条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、町立こども園を一園に統合する際の新園舎建設の準備のため制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 今、町長は統合のためのこども園ということですので、この素案については大体でき上がっていますか。例えば、場所だとか規模とかですね。大体概略というものが決まった形でこの基金条例を設置していると思うのですが、その基金の規模はどの程度まで積み上がったなら着工を始めるのか。これらの予定についてはどういう状況ですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員の質問にお答えします。

場所等は何カ所かの候補予定としてはありますが、今ここだということでは決定しておりません。あと予算規模等はいくらかとは決めておりませんが、また担当の方でお聞きいただければと思います。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） お答えします。

先ほど町長がおっしゃいましたとおり、場所がまだここということには決まっ

ていない状況で、昨年度ビジョン検討委員会を5回開きまして、いろいろ候補地を検討して、またその結果、もう少し慎重に検討しようということです。その予算規模につきましても、その施設の大きさ、統合したときの各定員から算出される各クラスの大きさ、それから事務室、給食室、そういったことを検討しますと、約600平米ぐらいの延べ床面積ということになるかと予想していますが、それに対する建設費用は、実施設計段階でまた算出されてくるものと考えています。それから建設年度もこれから相当何億円という事業になりますので、他の事業との調整も必要になってきますが、少なくとも4、5年はまだちょっとかかるのかなとは思っています。その間、決算の一般剰余金とかそういったことでのなるべく基金積み立てをして、その建設年度の経費をなるべく負担軽減を図っていこうということで、今回この基金条例を提案させていただいたところです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今の現時点で何人定員ぐらいで、概略今のでいくらぐらいのということの概略も出ないのですか。基金をどこまで積み立てればわからないということはないでしょう。概略はどんなものですか。定員は何人想定しているかということです。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 定員につきましては、昨年度のビジョン検討委員会で128名を予定しています。建物としましては、子供たちの安心・安全、保育のしやすさ、目の行き届く形状としまして、1階平屋建てをL字型に配置するというような建物案を考えています。その延べ床面積が600平米ぐらいということを出しています。また、0歳児から5歳児の法定の1人当たりの必要面積、そういったものから算出した部屋の面積も検討しまして、トータルで600平米超というような延べ床面積になっています。その事業費につきましては、例えばコンクリート構造の1階平屋の平米単価を平米40万円に設定するかとか、そういったところでの概算でしか今のところは事業費としてはお答えすることができない状況です。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 定員128人というのですが、これは5年後あたりからつくるといいますので、これは5年後からの定員算定でされているのだろうなと思っていますが、それと先ほど大田議員からも指摘されましたが、いわゆるトイレとか障害者向けのトイレをつくるか、その辺の全般的な配慮というのは非常に求められるのではないかと、その辺も是非今度の設計の中にきちんと織り込んだ形でやっていただきたい。一応、少子高齢化の方向に進む中で128人の規模で算定してい

る考えというのが適正かどうかはわかりませんが、やはりかなり慎重に検討を行う必要があるのではないかと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、与論町立こども園新園舎建設基金設置条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、与論町立こども園新園舎建設基金設置条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第55号 与論町共同墓地建設基金設置条例

○議長（沖野一雄君） 日程第6、議案第55号「与論町共同墓地建設基金設置条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第55号、与論町共同墓地建設基金設置条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、奉行墓に建設を計画しています共同墓地（納骨室と合葬室等を備えた施設）の建設準備のため制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 龍野課長、その基金の財源をどのように考えておられるのか、その考えをお願いします。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 基金の積み立ての通常考え方としましては、決算時に歳入歳出の決算剰余金が出ます。半分は財調に積み立てることになっています。そしてそのあと半分をそれぞれの基金に振り分けるというようなことですので、その中から少しでもこの墓地の基金の方に積み立てて、建設年度の負担軽減を図ってまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 恐らく剰余金と拠出金でその財源を組み立てていくという答弁をするのではないかと、私は想像していたのですが、一番ここで大事なことは、これは宇検村とかほかの市町村でもやっていますよね、こういう共同墓地は。そのときにそこでやられたことは、恐らく議会の方でも事前に調査・検討をして報告をしています。その中で一番重要なものは、一般財源からの拠出金とか剰余金ももちろん必要ですが、島外に住んでおられる財界の方々に対して広報をしていただいて、その広報によってその方々の基金を充てるということも、一番大きな財源の徴収方法の一番大切なことではないかと私は思うのです。というのは、この共同墓地というのは現在の与論町が主体にならなければなりません、本来の姿であるならば、そういう方々がお金を出し合ってつくるのが共同墓地の本来の趣旨なのです。そう思うときに、私はこの拠出金とか剰余金を出すなどということではなくて、今課長が答弁されたことはそのままそのとおりで、駄目ですよということ言うのではなくて、それもしながら、島外に住んでおられる財界の方々、あるいはまた心ある方々に広く広報されて周知徹底されて、募金をいただくことも大事ではないかということをおもうのです。それはほかの自治体でもそういうことをやりましたと、やって現在の宇検村にしろ、ほかの市町村にしてもその共同墓地をつくったと説明がありましたので、そこら辺は十分検討していく必要があるのではないかと思います。町長どうですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 野口議員の質問にお答えします。

大変参考になる御意見で、私も財調に関しては全然まだ勉強不足ですので、それはまたその募金を募ってできるのであれば、検討してまた募金を募りたいと思いま

す。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 経済建設委員長からの建設費用の財源のことで、私もこれが非常に気になっていて、そもそもこういう共同墓地というのも宗教的なものですよ。本来は、いろいろなところでは宗教法人とかがいろいろ墓地を開発したりとかして、お金を取りながらやっているわけで、別に墓をいらない人もいますわけですよ、また私もそうですけど。そういう宗教的なもの、特に個人的なそういうものに、公共的な金をどこまで投じていいのかというのはすごく疑問を持っているわけです。今委員長が言われたように、私はこれをふるさと納税の中にも、いわゆる共同墓地の項目をつくってもいいと思うのですよ。10日に東京与論会の100周年記念もありますよね。その中において、与論でも共同墓地を計画しているんだ、皆さん故郷に先祖を残しているでしょうと、少し建設資金を寄附してくれと言って、ちょっと一発ぶち上げたらどうですかねと僕は思っているのですよね。是非、そういう形で町財政に負担がかからないような形で、そういう共同墓地の建設についても進める必要があるのではないかと私は思います。

それから第2点は、もちろん共同墓地をつくと今の墓がだんだんいなくなるわけですよ、ある意味。そうしたら、残りのところをどう整理するか。その整理事業についても、全く今回ここに来て何も無い。前の議会でも何回かこのことについては指摘しました。是非、これをするのだったら今の墓地のところを整理した後は、前の防潮林とかそういう植生帯に戻すとか、そういう事業も一緒に検討していただきたい、同時並行です。それを要望したいのですが、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員の質問にお答えします。

与論県人会100周年記念で、ふるさと納税等の今お願いをしようとして、子育て支援等とかそういうUターンに関する島での人口を増やすような要望をしようとしたところ、共同墓地まで言えるかどうか今のところ即答できませんが、言える勇気があれば言いたいと思います。あと残り、そういうのは共同墓地ができて余った墓地、どれだけ余るのか、またその墓地をまた必要としているところの状況そのものは、今の段階ではちょっと私の方でもわかりかねますので、今喜山議員がおっしゃられたことを検討して、同時進行でまた整備してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 課長にお願いしたいのですが、現在の墓地の状況、区画数に対してどのくらいの利用率があるか、どのくらい区画が空いているか、そのデータの作成はされていますか。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） そちらにつきましては、昨年度、検討委員会からの提言がありました墓地基本計画案の中に既存墓地の適正管理という事項がありまして、その中で調査していますが、全体の墓所区画として1,838区画あります。その中の空き墓所としては、ここが必ず空いているという確信が持てるところが47区画あります。ただ、見た感じどうも使用されていないようだ、草が生えている状況というようなところはたくさんございます。しかし、そこが本当に所有者がいない空き区画なのかというのは、今後また調査しないとつきりしないということです。完全に持ち主がいない空き墓所としては、全体の8.3%ぐらいで今はなっています。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、与論町共同墓地建設基金設置条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、与論町共同墓地建設基金設置条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第56号 与論町下水道事業の設置等に関する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第7、議案第56号「与論町下水道事業の設置等に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第56号、与論町下水道事業の設置等に関する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業への地方公営企業法の適用に伴い、設置条例を制定する必要があるため提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この事業は、いわゆる集落排水を事業会計にするためのものではないかと私は理解しているのですが、この理由についての概略の説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 概略と言いますか、この公営企業化をするということは、国から令和5年度中に公営企業化にせよという御指導がありまして、今現在委託事業とか条例等の整備を進めながら、令和6年4月1日から適用できるように、鋭意準備をしているところです。また、3月議会に必要な条例等を上程したいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一応、事業化ということで理解するのですが、ちょっとこれとは外れるのですが、今回いわゆる無電柱化の工事で、水道課の方でかなり本管移動の事業費の負担がかかっているようですが、こういうときには水道課の予算でやるべきものかどうか、どんなものですか。

○議長（沖野一雄君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） ちょっと水道事業のことですが、一応県道に敷設されている水道管は、道路占用許可というのを取って事業を進めておりまして、管理者が動かせと言えど動かさざるを得ないものですが、何とか県の方々にもいろいろ要望をしまして、何とか補償できないかというところをお願いしながら、ある程度の補償をもらいながら移設をしているところですが、今から茶花、中央通りあたりが来年、再来年にかけて工事が進んでまいりますが、そこら辺にいきますと水道、集落排水の管路、NTTの既存の電線とかがありますので、いろいろこれから費用等はかさんでくるように感じています。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 水道課長、こうなってきた場合には、今ずっと赤字補てんをしていますよね、300万円以上を毎年していますね。そこで、一番問題はこの赤字補てんが厳しくなると思うのですよ。一般財源からの持ち出しでやっているわけだから、そうなった場合に、これはいわゆる使用料、この使用料が非常に取りにくいために赤字補てんをせざるを得なくなってきたというわけですね。そうした場合、私はしつこいことは聞きませんが、水道課長としてこの使用料の未徴収部分の回収と、それなりの赤字補てんに対する責任感というものを持たなければなりませんね、担当課長として。その意気込みをちょっとお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今、御指摘いただいた未収金についてですが、集落排水事業に関しましては、ここ4、5年はもうほぼ回収しています。99.何%の回収率です。水道料金におきましても、近年はほぼ回収しています。今、債権として膠着化しているのは、大分以前の水道料金が膠着化しておりまして、それに対しては鋭意誓約書等を取りながら努力しているところです。水道については、今のところ水道事業で運用をしていますが、先ほど野口議員から御指摘のあった集落排水事業につきましては、一般会計から多額の繰り入れをしながら運営をしているところですが、今現在改修事業も進めているところです。繰り入れも多額になっています。そこから辺はまた随時見極めながらタイミングを見計らって、受益者負担という観点からも使用料の値上げ等も検討しながら進めていく必要があるかと思えます。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、与論町下水道事業の設置等に関する条例を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、与論町下水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第57号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第8、議案第57号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第57号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和5年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第58号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第9、議案第58号「町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第58号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和5年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） お聞きしたいと思います。何でこの議案第57号と第58号を、先に議案第57号をしてから第58号、これは逆でもいいのではないですか。わからないからちょっと聞いているのですが、議案第57号と第58号はどちらが先か、ちょっとそこを勉強させてください、教えてください。逆では駄目ですかということです。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 予算上、一応款、項、目の順番において提出していただきました。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第59号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第10、議案第59号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第59号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和5年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与改定並びに在宅勤務等手当の新設のため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第60号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第11、議案第60号「与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第60号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、本町企業職員の手当を改正するため、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第61号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第12、議案第61号「与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第61号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和5年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町会計年度任用職員の給与を改定するため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第62号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第13、議案第62号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第62号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、国民健康保険税の改正部分について原則令和6年1月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額並びに届出についての規定の新設です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第63号 令和5年度与論町一般会計補正予算（第8号）

○議長（沖野一雄君） 日程第14、議案第63号「令和5年度与論町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第63号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金7735万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7030万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、介護保険事業費5322万3000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金7030万円、与論町営住宅等整備基金5000万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億9962万2000円を追加し、一般会計予算総額54億7725万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 26ページの港湾管理費についてお聞きいたします。補正で1380万円計上されています。これは町単独工事費のライブカメラ設置工事ということで書いてありますが、国県支出金のところの県からの支出金でやるのではなくて、これは一般単独の町単独でやるのですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

一般財源といいますか8割返ってくる辺地債の方で、渡船施設で事業の変更の方を届けてありまして、辺地債を活用してライブカメラを設置するという事業になっています。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 私が聞くとところによると、この工事は県から全額出してするという話を聞いたのですよ。これはやはり与論町はこれだけ港湾で非常に困っているのであるならば、気象条件が非常に問題だから、これはもう県が支出してやらなければならないという話を聞いたような記憶があるのです。だからその今お聞きしたのは、そういうことからしてその県の支出金ではなくて、単独事業のその辺地債でやるということだったというのが、ちょっと腑に落ちなくて質問しているわけなのです。これがもしも私の聞き間違いだったら、私の考え方が間違っていたら後で教えてください。もう本会議場でやらなくていいわけですから、後で教えてください。

それからもう1点、28ページの教育費の事務局費について、教育長にお聞きしたいと思います。ここで1700万円の町単独工事費で、増木名教員住宅改修工事費を減額補正してありますが、その理由からまずお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。那間小近くの増木名住宅1棟2戸の改修にかかる予算なのですが、事業を実施するに当たって建設課にも確認をしてもらいました。建物が鉄筋コンクリート造のために一部爆裂があるものの、利用できそうな状況だったのですが、内装が全体的に白蟻の被害を受けて、そのまま利用するには全体を改修する必要があるという結論で、この予算内では改修できないという判断に至りました。そこでまたリース業者にも現地を確認してもらって、参考として改修にどの程度かかるか試算していただいた結果、10年リースで2700万円、15年リースで2900万円はかかるとのことでした。このことを検討した結果、本住宅は築42年ほど経過しているということも考えると、今後10年間維持させるためにかかる費用としては、かなり大きすぎるという考えに至って、本年度に改修工事の実施は行えないと判断して、補正予算において減額したいと考えてい

ます。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） なぜ私がこういう質問をするかといいますと、ちょっと話を聞いたところによると、教員が与論に赴任するときに教員住宅がなくて、一般の町営の施設か民間の施設に入っているということを知ったことがあるのですよ。それを聞いたことがあるもので、であるならば、県ともうちょっと交渉をして早いうちに、今、与論町の方では一生懸命住宅をつくらうということで頑張っていますよね。土地を新しく買って、そしてやろうとしています。であるならば、今こういう教員住宅があるわけだから、土地はあるわけだから、それを利用して県と交渉してその土地を有効活用したほうが、費用的には安く上がるのではないかと思います。ましてや、その補助の対象になるのではないかと思います。だから質問しました、それが1点。もう1点は、この間教育長にもちらっと話をしたこともあるのですが、与論高校を存続させるためには、やはりその学生の寮みたいなところをつくらなければ、与論高校の維持はちょっと難しいのではないかと思いますというのが、私がずっと今まで考えてきた結論なのです。それはなぜかといいますと、この間も教育長に話をしたのですが、これは私が調査した結果ですが、日本国内では島根県の海士町が寮制度を導入して、そこに寮母を置いてやっていると。であるならば、県立高校の維持ですからこれを県と相談して、そういうこともこういうところで考えていくべきではないだろうかということで質問したわけなのです。どうですか、教育長は今の私の考え方に対して、所信をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 土地の有効活用という点では、私もそう思います。この600キロ離れた与論島に意欲を持って教員に来てもらいたいという思い、やはりその住環境というのは大事だと思います。そういった意味では、ここに来てよかったと言えるような環境づくりというのは大事だと思いますので、そこは常に新しい部分をいろいろなところと連携を取りながら、一つずつ、一気にはいかないかもしれませんが、解決をしまいたいと思います。それから与論高校の存続に関しては、おっしゃるとおり、その島にいる子供たちをずっと増やしていくという部分は当然進めていきながらもですが、やはり島外から与論に来ていただくという方もあわせてやっていかないといけないと思うのです。そのためには、国内留学制度であったり、ふるさと留学制度であったり、そのために今、小中高一貫した海洋教育の魅力ある学校づくりを行っています。そういったのを発信することで、あっ、与論に行きたいな、でも住むところがない、子供だけで行かせられない。そういったところでは、寮の部分というのは非常にインパクトはあると思います。そこも高校存続

の1つの鍵として考えています。そこはまたすぐすぐにはできないかもしれませんが、そういう方向性を持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先ほどの野口議員からの質問の中と同じなのですが、このライブカメラを設置した後はネットをつなぐわけですよね。このネットの費用とかがいるのではないのでしょうかということと、それと私は和泊町のある議員に、先般、半年前ぐらいなのですが、新港建設なんかとの兼ね合いで和泊町のライブカメラはどくなっているかということをお聞きしたら、これは鹿児島県が設置しているそうです。和泊町の議員からの話ではですね。私は、これを見て何で与論町がこれをしなければいけないのかなと思って私も疑問を持っていたので、是非これは確認をして、与論町が急いで自分なんかの大事な辺地債を使って整備するものかなと、非常に疑問を持っていますので、是非御確認をお願いします。その議員の話では、徳之島も県費で設置しているというのを聞きました。向こうも県に聞かないとわからないですが、そういうことを私もお聞きしています。

次に移りたいと思います。14ページの地域おこし協力隊活動事業費ですが、1300万円以上予算していたのが、もう1200万円。ほとんどゼロですね、総務企画課の御担当はですね。これは結局、地域おこし協力隊は使っていないということで理解されるのですが、これは私が調べた範囲では、地域おこし協力隊員に対して270万円のお金が国から出ると。それから、広報とか宣伝に1地域で200万円の金が国から出ると。それと、次の同じ行の下にあるおためし協力隊旅費補助金がありますが、与論は8万8000円ですが、これにも100万円ほどの金が出るという話を聞いているのです。にもかかわらず、1300万円も予算上げて1200万円余りを使っていないと、教育委員会の方では400万円余り使っていますね。28ページの7番、地域おこし協力隊468万7000円。これは地域おこし協力隊員の募集とか、その辺のさまざまな問題があるのではないですか、いかがですか。途中でやめられたのか、もう募集しなかったのか、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この報酬の730万円の減につきまして、それからいろいろ減額になっていますが、この分につきましては特定地域づくり事業というのがございまして、そこに出向型で地域おこし協力隊をしていたわけですが、今年度の3月いっぱいでおやめになられたということで、その後いろいろまた地域おこし協力隊を募集しています。大体3人ほど関心を持って来ていただいたのですが、その中でまたお一人の方がおためし協力隊ということで与論にお越しいただいて、その他その後

接等を行いました、結局採用に至らなかったということで、今年度はちょっと地域おこし協力隊の採用ができなかったということで、減額になっています。この負担金の下におためし協力隊旅費補助金8万8000円を計上していますが、これにつきましては、次の令和6年度の地域おこし協力隊の採用に向けて、おためし協力隊ということで補助金を8万8000円、与論に来て実際住んでみて、どんな環境かということで助成をするということで計上しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先ほど述べた採用で270万円、広報で200万円、おためしで100万円というものが国から出るということは、後で何か話を聞くと、3月の交付税か何かで一括で入るとか何とか、予算のやり方はちょっとわからないのですが、そういうことを聞いているのですが、この金額は間違いはないですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） そのとおりです。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ところで来年度の募集について、もうそろそろいろいろ動かれているのだと思うのですが、来年度の募集についてはどういう動きになっていますか。また、どういう手続きで地域おこし協力隊員を募集するおつもりですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） こういったミスマッチというのが、やはりいろいろな説明とかしてそういったミスマッチが起きないように、この間もちょっと地域おこし協力隊のOBの方々がお集まりになって、また募集したい関係課のところも集まりましてワークショップを行いまして、どうしたらこのミスマッチを少なくするかということで勉強会をしまいいりました。それで、来年度に向けて観光部門とか、今イノベーンちゅ創出事業とかをしています、そういったことに関しまして、また地域おこし協力隊員を募集してまいりたいと考えているところです。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） やはり途中でやめたりとか、話を聞くと何かお二方も途中でやめているみたいですね。これはやはり何が悪いのか、どこに問題があるのか、逆にやめた方が、ある意味悪い意味での宣伝をしないかなというのが気がかりなのですよね。それと、今課長が言われたミスマッチというのがあるわけですが、ミスマッチをしないために、おためし協力隊というのがあるわけですね。取りあえず8万円から10万円なりのお金を払って、与論に来てもらって、こういう仕事をしてもらいたいから、いわゆるインターン生みたいなものですよね。仕事をやってみてこれだったら自分ができそうだと、だったら募集しましょうという形になるのが普通

なわけですよ。そのためのおためし予算だと思うのですが、この辺のやり方もきちんと今度考えて、是非ミスマッチがないように、ミスマッチがあるとやはり後で尾を引きますよね。与論町が今から地域おこし協力隊員を募集するときに、やはりネットでこういうことで与論をやめましたとかいうことが出てくるわけですよ。是非ここはしっかり締めていただきたいと、是非よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 29ページの目10学校給食センター整備事業費の補正額、マイナス2965万2000円の理由をお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

令和5年度において予定しておりました基本設計、実施設計なのですが、その前に基本構想を今同時に進めながら、この設計業務等を行う予定にしておりました。それで候補地としている用地についてボーリング調査等を行って、この候補地が実際に建設に適切かどうかという前の段階の調査ということで行いました。行った結果、結局9メートルから13メートルほど下にしか支持層の地盤がないということで、ちょっと地盤改良とか埋め込みの基礎工法とかで、今後もしここに建てた場合には、いろいろ施工計画とか施工方法とかを十分に検討して、また建設工事の前の段階でも、その造成工事等で多額の費用がかかる可能性もちょっと出てまいりました。その中でこの候補地も一旦見直すことが必要ではないかということで、この実施設計業務は、本年度はちょっとできないのではないかとということで減額にしています。あと建設についてもですが、財源確保についても起債を活用した方法とか、民間資金の活用とかの方法も一応検討をしましたが、結構、予算が当初10億円ぐらいと思っていたのですが、いろいろな建設費の高騰とかいろいろありまして、大体12億円から15億円ぐらいかかるのではないかと見込んでいます。また、民間資金を活用した場合にPPP/PFI方式でした場合にも、これが10年とか20年とかで計算した場合、20年で計算した場合、毎年7000万円ほど一般財源から支出しないといけないというような財源の厳しいところもありまして、こういったところもいろいろありまして、例えば統合型でほかの施設と一緒に絡めて給食センターを設置した場合の、例えば国からの支援とかそういうのがないのかどうかというのも、総務企画課ともちょっと相談しながら今進めているところです。ちょっと進みが遅くはなっていますが、財源の問題とか用地の問題とかまだまだ解決しないと、方向性をしっかり見極めないと、ちょっとこの実施設計にもいけないなということでこういう判断になっています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

- 4番（林 隆壽君） 大変苦勞されていることはよくわかりました。しかし、給食センターというのはやはり学校教育の中の基礎ですので、早くできますように御努力をお願いして終わります。
- 議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。
- 7番（大田英勝君） 32ページ、発掘調査作業業務支援ということで、朝戸根津栄遺跡が158万3000円組まれています。説明をお願いいたします。
- 議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（川上嘉久君） この按司根津栄遺跡発掘調査というのは、按司根津栄神社の近く周辺も含めておまして、その周辺の地権者で住宅を建設する予定にしておりました。その住宅を建設する場合に、一応文化財の区域になっているので、ちょっとここは調べないといけないなということで、試掘をいたしまして調査しましたところ、ちょっとこれは何か昔の住居跡があるのではないかなということがわかりまして、これらの関係で県からまた現地調査のための職員派遣とか、そういうのもろもろの関係で予算を計上させていただいています。
- 議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。
- 7番（大田英勝君） あと1点は21ページ、山田し尿タンク撤去・回収313万5000円についても説明をお願いいたします。
- 議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。
- 環境課長（大馬福德君） 現在、衛生センターができましたので、山田さんのところのタンクを今まで使っていた分の半分を撤去いたしまして、半分を倉庫にまた再利用したいということで、重機の借り上げ、そういったものの計上をさせていただいています。
- 議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。
- 8番（野口靖夫君） 先ほど林隆壽議員の方から、29ページの学校給食センターについて質問がありましたが、その今後の方針といいますか、どのようにしようと思っておられるのか。それをちょっと局長にまだ聞いていないのですが、それが1点。もう一つは、民間資金の活用ということでPPP/PFI、そういうのを活用したほうがいいのかという巷の意見もあります。また、総務企画課長も同時なのですが、今度は議会の方に、恐らく町の方にも出ていると思うのですが、叶集落の自治公民館長、古里の自治公民館長、那間集落の自治公民館長の方から那間小学校の存続に関わることで、是非住宅を那間校区につくっていただきたいということで陳情が出ているのですよ。その陳情の中にもPPP/PFI、その民間資金を活用して早急に整備する必要があるのではないかと陳情書が出ておまして、そのPPPとかPFIに関して総務企画課長はどう思っておられるのか。また、そ

の方向性はどうかされるのか、局長と課長にお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

先ほどちょっと説明はいたしましたが、いろいろ用地の場所の関係とか、財源の関係、あと建設するときの施設の規模が多分財源確保するために、もし統合で例えば備蓄倉庫を一緒につくるとか、あといろいろあると思うのですが、そういうほかの施設と絡めてつくった場合に、国や県とかから財源確保できないものかどうかというのも含めて、今からというのもちょっと遅いですが、また検討して総務企画課とも調整しながら、建設課とも相談しながら進めたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 那間小学校の住宅問題ということで、確かに今那間小学校の生徒数が少ないということで、まずやはり環境の整備づくりというのが喫緊の課題かなと思っています。どうしてもこの大きな公共事業でつくりますと、大きな財源が一気に確保が必要になるということですので、そここのところの民間活力の資金で建てられないかということで陳情が上がっています。大きな括りでいうとPFI事業というのが、この20億円とか30億円の事業の流れの中で事業を進めるということですが、今回の場合はなんちゃってPFIというか、民間の資金を借りて公共事業でつくると、どうしても公共単価でつくらなければいけないということで、入札しますともう経費が2倍以上かかるということで、多額の資金になります。そういうところを民間の資金で安くつくっていただいて、また工事も早急につくっていただくというのが1つの検討でもあります。どうしても公共事業で借りるお金も、もちろんこれもローンで支払うというような感じになります。またPFI事業についても、大きな多額の資金は必要ないのですが、少しずつ返せるということでいっばいつくれるわけですよ。そういった分を検討しながら、どちらの方がいいのかというのもやはり真剣に考えて、早急につくっていかなければならないということを考えておまして、またそれと用地の場所とか、そういった面もまた1つの考慮の選択というふうになっていますので、ここにつきましては、やはり町長の掲げている一丁目一番地の子育て支援対策についてもちょっと絡んできますので、そこにつきましては、課をまたがって建設課、教育委員会それから町民生活課、健康長寿課みんなですが、課を超えていろいろな検討をして整備していくのが必要かなと思っています。答えになりませんが、よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 24ページに機構集積協力金交付事業というのが新しくありますね。この中身がわからないのですが、中身をちょっと説明していただけますか。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答えいたします。

今、那間集落の方を先行事例としての集積の担当のイチキ君の方で頑張っているのですが、農地中間管理機構を活用して土地の貸し借りをしてするというので、大きさというかある程度の集積面積を集めるとその集落に交付金、活動金が出ますよという事業があつて、それを那間集落でやっています、50ヘクタール前後を集めるとできるという形で560万円分の事業が集まったので、その560万円を歳入で上げて、それをまた補助金としていたものを那間集落のそのところに560万円としてまた出すという事業で、その集落のいろいろな活性化とかに使えるという形で、今まずは那間集落を先行にやっているところです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 先ほどの学校給食センターの件について、1点だけ確認させてください。先ほど10億円が12億円か15億円かかるとお聞きしました。それはやはり軟弱地盤であるということで大変お金がかかるということだと思いますが、ここの建設場所というのは、これは今からでも変更できますか。その確認をしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

先ほど言った予算規模につきましては、その造成の費用とかは含まれておりません。建設費のみで約12億円から15億円ぐらいかかるのではないかなと思っています。あと、この用地につきましては、一応地権者の方にもこの間説明をいたしまして、ボーリング調査をした結果も伝えてあります。本人もまた盛土というかそういうことをしたというのは理解をされていて、納得はされておりました。ただ、完全にそこを契約はまだしておりませんので、今のところは大丈夫だと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 用地買収はされていないということですね。はい。では、多分あそこはもちろん盛土をして、へこんでいる土地ですからね。私だったら、ちょっとまったいと。そして場所をもう1回選定していただかないといけないなと私は思っています。そういうことでひとつ検討をお願いいたします。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） すみません、長引きますが、21ページの塵芥処理費と22ページのリサイクルセンター運営費です。この工事請負費のクリーンセンター修繕工事1100万円が減になっています。あと22ページの工事請負費の金属プレス機用油圧シリンダ取替が1650万円減になっていますが、この説明をお願いいた

します。

○議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

塵芥処理の方のクリーンセンターの工事費に関しては、工事発注の執行残の減額です。当初1億2100万円を計上しておりましたが、随意契約ですが、その契約上、執行残が値段が落ちたような状態が出されたので工事の執行残です。リサイクルセンターの方は、現在、旧清掃センターから40年以上使っている金属プレス機があるのですが、そこが油圧の不具合で油漏れがずっとするものですから、修繕工事という感じで新しいものと交換できればと思ったのですが、中古品だとちょっと起債がきかずに、最初、部品取り替えとかいろいろそういう修繕工事で考えていたのですが、新しいものを見積もりを取りましたら3倍の4500万円ということで、100年経ってもちょっと元が取れないということで諦めまして、今回は1500万円丸ごとちょっと下げさせていただくような形になります。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは、リサイクルセンターの油圧シリンダは取り替えなくても大丈夫なのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） パッキンというかその油漏れをちょっと補強しながら、騙し騙し油を継ぎ足しながら今使っている状態です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） やはりこの物価高になりますと、日にちが遅くなればなるほど高くなると思いますので、是非とも早めの対策の方をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第64号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（沖野一雄君） 日程第15、議案第64号「令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第64号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫補助金1万1000円、県補助金1億84万4000円、一般会計繰入金603万8000円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費のうち総務管理費を20万円、徴税費を103万8000円、運営協議会費を11万4000円減額しています。また、保険給付費のうち療養費を9253万2000円、高額療養費を1080万8000円増額しています。さらに保健事業費のうち保健事業費を16万3000円、特定健康診査等事業費を18万円増額し、諸支出金償還金及び還付加算金を456万2000円増額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億689万3000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額8億315万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 健康長寿課の課長にお聞きいたします。これは一般町民の方々

がいつも私に聞かれることなのですが、特定健診の御意見なのです。このページ数で言えば、8ページに特定健診等事業費ということで載っておりましたが、この特定健診を車の中でやりますね。そうしたときに、ちょっと怪しいときにはもう1回どここの病院に行って再検査をしてくださいと、こういうことをやっていますよね。これは時間の無駄ではないかというのが一般市民の考え方で非常に多いのですね。私も昔からそう思っています。それで、これはわからないからお聞きしているのですが、なぜこれは予算のことでそうなるのか、あるいはまた県の指導でそうなっているのか。そこが非常に僕の理解しがたいところであるもので、あれだけの小さなレントゲンで撮るわけだし、機材としても非常に僕が見たらちゃちなものなのですよ、車の中だから。今は昔と違って与論病院もあります。いろいろな健診設備もあります。そういうことからしてあれを継続して当然なものなのか、そこが理解できないのですが、そこら辺をちょっと詳しい担当課長の方から聞きたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えいたします。

特定健診に関しましては、生活習慣病に特化した健診になりますので、バスの中で検査するというのは心電図だけになると思います。これは、国の法律に則った検査項目になっていますので、これはもう全員検査していただきます。検査をしていただいた結果、精密検査だった場合は、健診に関してはそれぞれの医師の判断が入っていますので、医師の判断のもと、精密検査に行ってくださいということになります。これは、国の法律に基づいた健診ということになりますので、国民に受けていただく義務というか、になります。野口議員がお話しされているのは、レントゲンとおっしゃられていたので、何かバスの中でのがん検診なのかなと思っているのですが、がん検診に関しても国の健康増進法に基づいたがん検診になっていますのでレントゲンを撮って、そのレントゲンも方向が1方向であったり、2方向であったりというのも法律に基づいた方向性になりますので、1方向だけで撮るとどうしても見過ごされてしまうとか、気になる場所があった場合は病院における精密検査ということで、2方向だったり、3方向を撮るということになって、この健診が全て病気を見つけるわけではなく、病気の疑いを見つけるというのが健診になりますので、病気を見つけるのは病院なのですが、健診では疑いを見つけるということになりますので、そこがちょっと違うところかなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今課長は、国からの指導、国の法律に基づいて特定健診をしな

ければならない、これは私もわかります、ここまではね。では、その車の中で何でしなければならないのか、こっちの方が問題なのです。病院では駄目なのですかということなのです。だから、病院があるわけだから、そこに行って受けてくださいと言えればいいわけだから、受けなければならないという国からの法律に基づいてというそこまではわかるわけです。だから、何でその車の中でやってから、また怪しいときはもう1回そこで再診してくださいと、こうなるのが納得できないから聞いているだけの話なのです。だから、そこら辺はここでは結論は出せないと思うから、じっくり考えられてあなたも調べて、もしも、別に車で受けなくても与論病院で健診してもいいですよということがあるならば、また教えてくださいということなのです。それがわからないから聞いているのです。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えいたします。

町がやっているのは集団健診という集団の中でする健診でありまして、野口議員がおっしゃるように、個別健診も決して否定しているわけではございません。集団健診をするメリット、個別健診をするメリット・デメリットありますので、健診を全ての人に受けていただくためには、病院にしてもキャパがありますので、病院の個別健診の設定もさせていただいて、バスの中で受けるのが嫌な人は病院で受けることもできます。なので、健診をどちらで受けてもいいように、町としては助成はしていますので、そちらの方で受けていただいてもいいかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第65号 令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（沖野一雄君） 日程第16、議案第65号「令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第65号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、支払基金交付金10万7000円、一般会計繰入金5284万6000円を追加し、介護保険料3656万8000円、国庫負担金652万6000円、国庫補助金414万9000円、県負担金555万4000円、県補助金31万8000円を減額しています。

歳出の補正としまして、総務管理費33万円、介護サービス等諸費469万6000円、高額介護サービス等費46万3000円を追加し、介護予防サービス等諸費31万1000円、特定入所者介護サービス等費361万8000円、包括的支援事業・任意事業費172万2000円を減額しています。

歳入歳出予算から、それぞれ16万2000円を減額し、介護保険特別会計予算総額6億9375万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第66号 令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄君） 日程第17、議案第66号「令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第66号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金50万8000円、償還金及び還付加算金71万3000円を追加しています。

歳出の補正としまして、諸支出金償還金及び還付加算金122万1000円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8069万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和5年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第67号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄君） 日程第18、議案第67号「令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第67号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ51万6000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2426万3000円としています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 同意第14号 与論町教育委員会委員の任命について（川畑こず枝）

○議長（沖野一雄君） 日程第19、同意第14号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後4時05分

再開 午後4時05分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第14号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

前委員の中山義和氏が令和5年9月30日をもって辞職したことに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第14号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、同意第14号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月8日金曜日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くこととします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時08分

令和5年第4回与論町議会定例会

第 2 日

令和5年12月8日

令和5年第4回与論町議会定例会会議録
令和5年12月8日（金曜日）午後3時00分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第68号 奄美群島広域事務組合格約の一部を変更する規約について

第2 陳情第10号 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願（総務厚生文教常任委員長報告）

第3 発議第4号 与論町議会の個人情報保護に関する条例（林隆壽議員ほか2人提出）

第4 議員派遣の件

第5 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会

2 出席議員（10人）

1番 吉田剛君	2番 南有隆君
3番 林敏治君	4番 林隆壽君
5番 喜山康三君	6番 福地元一郎君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 原栄徳君	10番 沖野一雄君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 田畑克夫君	副町長 山下哲博君
教育長 中山義和君	総務企画課長 町本和義君
会計管理者兼会計課長 朝岡芳正君	税務課長 久野泰司君
町民生活課長 龍野勝志君	健康長寿課長 林末美君
産業課長 堀田哲也君	耕地課長 竹村栄作君
商工観光課長 松村靖志君	建設課長 裾分望嗣君
水道課長 仁禮和男君	環境課長 大馬福德君
教育委員会事務局長 川上嘉久君	与論こども園長 吉田朋子君
茶花こども園長 富千加代君	児童発達支援センター所長 阿野斉君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長 町 健司郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第68号 奄美群島広域事務組合理約の一部を変更する規約について

○議長（沖野一雄君） 日程第1、議案第68号「奄美群島広域事務組合理約の一部を変更する規約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第68号、奄美群島広域事務組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

奄美群島広域事務組合事務所の移転に伴い、組合の事務所の位置について、組合の規約の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、奄美群島広域事務組合理約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、奄美群島広域事務組合理約の一部を変更する規約については、可決されました。

-----○-----

日程第2 陳情第10号 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い
（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第2、陳情第10号「学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第10号、学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月4日月曜日午後4時15分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、与論町管内の義務教育諸学校教材（備品）の整備の現状を調査・把握し、教材整備計画の策定を進めていき、その上に、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、学校教材（備品）の安定的かつ計画的な整備を一層推進していくようお願いする陳情です。

学校指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、学習過程の改善を目指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の事業展開は、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になってくる。

そのためには、紙や黒板及びデジタル教材だけでなく「主体的・対話的で深い学び」を触発・支援する学校教材（備品）の役割がますます大きくなり、授業で積極的に活用されるよう期待されているため、計画的な整備の一層の推進が必要であるとの結論に達し、全会一致で採択することと決定しました。

以上で、当委員会に付託された議案審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第10号、学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い

いについて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号、学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願いを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号、学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願いは、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第4号 与論町議会の個人情報の保護に関する条例（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄君） 日程第3、発議第4号「与論町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となりました、「発議第4号、与論町議会の個人情報の保護に関する条例」提出の趣旨説明を行います。

与論町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するものである。また、個人情報保護法が直接適用される執行機関（与論町）と適用されない議会との整合性を図るため、与論町議会の個人情報の保護に関する条例を提出するものである。

以上で、与論町議会の個人情報保護に関する条例提出の趣旨説明を終わります。

○議長（沖野一雄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号、与論町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、与論町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（沖野一雄君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに

決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これで、本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。

令和5年第4回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野 一 雄

与論町議会議員 林 敏 治

与論町議会議員 大 田 英 勝